

3 文科政第 1 4 2 号  
令和 4 年 2 月 18 日

独立行政法人評価制度委員会  
委員長 澤田 道隆 殿

文部科学大臣  
末松 信介

文部科学省所管の独立行政法人が達成すべき業務運営  
に関する目標（中（長）期目標）の変更について（諮問）

下記独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（中（長）期目標）  
について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3  
項および第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

記

- ・ 独立行政法人国立美術館
- ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構

以上

（本件担当）

文部科学省大臣官房政策課

政策推進室 根津、松村、高橋

Tel : 03-5253-4111（内線 2581）

独立行政法人国立美術館の第5期中期目標変更 新旧対照表（案）

赤字・下線部は改正部分

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p>(略)</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>&lt;法人の使命&gt;</p> <p>国立美術館は、独立行政法人国立美術館法（平成11年12月22日法律第177号）第3条の目的に基づき、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化、<u>国際的に評価される現代作家の支援</u>を推進するなど多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、<u>積極的に活用</u>するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④<u>我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか</u>、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められる。</p> <p>&lt;法人の現状と課題&gt;</p> <p>国立美術館は、我が国の近現代美術、海外の美術を体系的・通史的に提示できる質・量ともに充実したコレクションを形成、<u>活用するため</u>、美術館活動の基礎</p>	<p>(略)</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>&lt;法人の使命&gt;</p> <p>国立美術館は、独立行政法人国立美術館法（平成11年12月22日法律第177号）第3条の目的に基づき、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化を推進するなど多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められる。</p> <p>&lt;法人の現状と課題&gt;</p> <p>国立美術館は、我が国の近現代美術、海外の美術を体系的・通史的に提示できる質・量ともに充実したコレクションを形成し、美術館活動の基礎となる美術作</p>	<p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の基本理念等について整理されたことに伴い、明確化された内容を使命に明記。</p> <p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の設置に伴い、国立美術館において新た</p>

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p>となる美術作品の収集・展示・保管・教育普及等に関する調査研究を行う専門性の高い人材を常に確保するための努力を継続していく必要がある。</p> <p>これらの<u>不断の努力</u>により、我が国及び海外の美術作品の鑑賞機会を国民に提供するとともに、海外に向けて発信することが可能となり、文化観光振興にも寄与することができる。</p> <p><u>国立美術館の現状は</u>、組織の基盤となる職員数が少なく、作品の保存・継承や教育普及及び広報等の専門人材並びに全国の美術館を支えるとともに、国際的なネットワークを構築していくための専門性の高い人材の確保が必要となっている。また、年々増加する所蔵作品等に対して収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化が進行しており、適切な措置が必要となっている。</p> <p>&lt;政策を取り巻く環境の変化&gt;</p> <p>「文化芸術基本法」（平成13年法律第148号）が平成29年6月に改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっており、国立美術館にも法の基本理念（同法第2条）の実現に寄与し、我が国における文化と経済の好循環を支える中心的な役割を果たすことが求められている。</p> <p>（略）既に評価の高い海外の作家作品や美術館収蔵品により大量動員を図る展覧会の実現方法の抜本的な見直しをはじめ、「新しい生活様式」に対応した展覧事業や学習支援など、新しい美術館のあり方を確立していくことが必要とされている。</p> <p>II 中期目標の期間（略）</p>	<p>品の収集・展示・保管・教育普及等に関する調査研究を行う専門性の高い研究人材を有している。</p> <p>これらの強みにより、我が国及び海外の美術作品の鑑賞機会を国民に提供するとともに、海外に向けて発信することで文化観光振興にも寄与している。</p> <p>他方で、組織の基盤となる職員数が少なく、作品の保存・継承や教育普及及び広報等の専門人材の確保が必要となっている。また、年々増加する所蔵作品等に対して収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化が進行しており、適切な措置が必要となっている。</p> <p>&lt;政策を取り巻く環境の変化&gt;</p> <p>「文化芸術基本法」（平成13年法律第148号）が平成29年6月に改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっており、国立美術館にも法の基本理念（同法第2条）の実現に寄与することが求められている。</p> <p>（略）「新しい生活様式」に対応した展覧事業や学習支援など、新しい美術館のあり方を確立していくことが必要とされている。</p> <p>II 中期目標の期間（略）</p>	<p>な専門人材の確保が必要となったこと及び同センターの設置目的である国内美術館の支援や国際的なネットワーク構築のための専門的な人材の確保が必要であることを追記。</p> <p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の設置に伴い、我が国アートの振興を図る中心的な役割が求められていることを明記。</p> <p>展覧会については、美術館の資産の中心であるコレクションの積極的な活用を図り、国際的な評価を高めていくため、従来の実現方法を見直す必要があることを追記。</p>

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与</p> <p>（事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成）</p> <p>国立美術館は、我が国の美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことが求められる。このため、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会を広く国民に提供するとともに、我が国の美術創造活動の活性化、<u>我が国現代作家の国際的な評価を高めることに資する活動</u>の推進などに積極的に取り組む必要がある。</p> <p>また、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた<u>展覧会実現方法の抜本的な見直し</u>や学習支援<u>方法の改善</u>等、新しい美術館のあり方を確立していくための取り組みが必要とされる。</p> <p>（1）多様な鑑賞機会の提供 （略） 展覧会の実施に当たっては、次の点にも配慮するものとする。</p> <p>（イ）～（ハ）（略）</p> <p><u>（ニ）我が国発の美術作家や美術動向を国際的な美術動向に位置付ける展覧会の実施</u></p> <p><u>（ホ）我が国に所在する美術作品（国立美術館所蔵に限らない）をナショナルコレクションとして積極的に活用し、国内美術館の活性化に資する企画展の実施</u></p> <p>開催する展覧会は、上記の点を踏まえ、開催目的、期待する成果、学術的意</p>	<p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与</p> <p>（事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成）</p> <p>国立美術館は、我が国の美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことが求められる。このため、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会を広く国民に提供するとともに、我が国の美術創造活動の活性化の推進などに積極的に取り組む必要がある。</p> <p>また、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた展覧事業や学習支援等の展開等、新しい美術館のあり方を確立していくための取り組みが必要とされる。</p> <p>（1）多様な鑑賞機会の提供 （略） 展覧会の実施に当たっては、次の点にも配慮するものとする。</p> <p>（イ）～（ハ）（略）</p> <p>開催する展覧会は、上記の点を踏まえ、開催目的、期待する成果、学術的意</p>	<p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の設置に伴い、我が国現代作家の国際的な評価を高めることに資する活動を推進する必要があること、所蔵作品活用の最たる手法である展覧会実現方法の改善等を追記。</p> <p>アート・コミュニケーション</p>

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p>義等を明確にするとともに、新しい切り口や研究成果を活用した展示、より一層の調査研究、関連資料の充実、展示説明資料の工夫、<u>批評の充実・翻訳等を含む展覧会カタログの充実</u>等による所蔵作品等の新たな魅力の創出、国民の潜在的なニーズの把握、地域との連携等を含めた効率的かつ効果的な広報戦略の実施などに戦略的に取り組むものとする。</p> <p>地方巡回展については、地域における鑑賞機会の充実のため、受け入れ側と積極的に連携し、また受け入れ側の要望を十分に踏まえつつ、国立美術館としての機能を生かした魅力ある展覧会の実現を図るとともに、<u>地方美術館の活動を支援し、全体の底上げを図る</u>ものとする。（略）</p> <p>【指標】（略） 【関連指標】（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立美術館巡回展の入館者数 <u>／巡回先美術館数</u></li> </ul> <p>（２）美術創造活動の活性化の推進</p> <p>国立新美術館は、全国的な活動を行っている美術団体等に展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向や現代作家を積極的に紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開や芸術家の育成等を支援し、我が国の美術創造活動の活性化を推進するものとする。</p> <p><u>なお、国立新美術館を国際発信拠点として機能させる観点から、予約の在り方を含め、その運用を見直すものとする。</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立新美術館の公募展示室の予約率は、<u>展覧会の国際的な評価の向上を図りつ</u></li> </ul>	<p>義等を明確にするとともに、新しい切り口や研究成果を活用した展示、より一層の調査研究、関連資料の充実、展示説明資料の工夫等による所蔵作品等の新たな魅力の創出、国民の潜在的なニーズの把握、地域との連携等を含めた効率的かつ効果的な広報戦略の実施などに戦略的に取り組むものとする。</p> <p>地方巡回展については、地域における鑑賞機会の充実のため、受け入れ側と積極的に連携し、また受け入れ側の要望を十分に踏まえつつ、国立美術館としての機能を生かした魅力ある展覧会の実現を図るものとする。（略）</p> <p>【指標】（略） 【関連指標】（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立美術館巡回展の入館者数</li> </ul> <p>（２）美術創造活動の活性化の推進</p> <p>国立新美術館は、全国的な活動を行っている美術団体等に展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開や芸術家の育成等を支援し、我が国の美術創造活動の活性化を推進するものとする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立新美術館の公募展示室の予約率は100%とする。</li> </ul>	<p>センター（仮称）の設置に伴い、国際的な評価を高めていくために不可欠な批評・翻訳の充実など、アート振興拠点としての役割及び全国の美術館を支援していく機能及び関連指標の追記。</p> <p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の役割の一つである現代作家育成方策について追記。</p> <p>また、国立新美術館が国際発信拠点として機能していくため、運用の見直し及び指標等について追記。</p>

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p><u>つ100%を目指すもの</u>とする。  （参考）予約率 99.5%（平成28年度～令和元年度実績平均）</p> <p>【関連指標】  （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>公募展示室における展覧会毎の入場者数</u></li> <li>・<u>展覧会毎の批評・レビューの状況（掲載数および掲載媒体数）</u></li> <li>・<u>新聞社・テレビ局・公募展以外の主体への展示室貸し出し件数</u></li> <li>・<u>企画展示室において現代作家を採り上げた展覧会の実施回数および採り上げた作家の人数</u></li> </ul> <p>（3）美術に関する情報の拠点としての機能の向上  国民の美術に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与するため、最新の科学技術・情報通信技術を活用しつつ、国立美術館に関する情報<u>及び国内美術館に関する情報</u>の公開・発信を積極的に進めるとともに、関係機関と連携し国内外の美術に関する情報（<u>国内外の美術市場動向や国内に所在する美術作品・美術関係資料に関する状況を含む</u>）を収集・提供し、美術に関する情報拠点としての機能を強化するものとする。</p> <p><u>その際、現在、機能が分散している東京国立近代美術館アートライブラリと国立新美術館アートライブラリーを統合再編し、利用者の利便性向上を図るものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>【指標】  （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>アートライブラリーの利用者数（オンライン利用含む）</u></li> </ul>	<p>（参考）予約率 99.5%（平成28年度～令和元年度実績平均）</p> <p>【関連指標】  （略）</p> <p>（3）美術に関する情報の拠点としての機能の向上  国民の美術に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与するため、最新の科学技術・情報通信技術を活用しつつ、国立美術館に関する情報の公開・発信を積極的に進めるとともに、関係機関と連携し国内外の美術に関する情報を収集・提供し、美術に関する情報拠点としての機能を強化するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>【指標】  （略）</p>	<p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の主幹業務の一つであるアーカイビング機能強化を追記。加えて、国立美術館の既存のアーカイブ機能の一元化・強化のため、分散している機能の統合、指標の追記。</p>

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p>【関連指標】（略）</p> <p>（４）教育普及活動の充実 （略） ボランティアや支援団体との協力、ICT の活用により、<u>国内美術館全体の教育普及に係る取組</u>の充実を図るものとする。 （略）国立映画アーカイブにおいては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った教育普及事業の充実を図るものとする。</p> <p>【指標】 （略） <u>・教材化された素材の活用件数</u></p> <p>【関連指標】（略） （５）～（６）（略）</p> <p>２ 我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・<u>活用</u>・継承 （略）</p> <p>（１）作品の収集 美術作品の動向に関する情報収集能力と収集の機動性を高めるとともに、国立美術館の役割に即した<u>法人としての</u>収集方針を定め、<u>明らかにするとともに</u>、これに基づき、購入の可否、価格の妥当性等について<u>検討しつつ</u>、適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れを進め、体系的・通史的にバランスのとれた所蔵作品の充実を図るものとする。</p>	<p>【関連指標】（略）</p> <p>（４）教育普及活動の充実 （略） ボランティアや支援団体との協力、ICT の活用により、美術館における教育普及事業の充実を図るものとする。（略）</p> <p>【指標】 （略）</p> <p>【関連指標】（略） （５）～（６）（略）</p> <p>２ 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承 （略）</p> <p>（１）作品の収集 美術作品の動向に関する情報収集能力と収集の機動性を高めるとともに、国立美術館の役割に即した収集方針を定め、これに基づき、購入の可否、価格の妥当性等について外部有識者の知見を踏まえ、計画的かつ適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れを進め、体系的・通史的にバランスのとれた所蔵作品の充実を図るものとする。</p>	<p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の主幹業務である国内全体のラーニング機能の充実及び指標の追記。</p> <p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の設置に伴い、収蔵品のより積極的な活用を進めること及び法人としての収集方針を定め、国内外の有望作家の代表作の同時代</p>

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p><u>あわせて、各館の収蔵品の重複状況等を確認し、他館への長期貸与等より積極的な活用を進めるものとする。</u></p> <p><u>加えて、将来の国民の資産となる国際的に質の高いコレクションを形成していく観点から、海外美術館のコレクション活動の状況や現在の市場動向等の調査に基づく客観的情報による、国内外の有望作家の代表作の同時代購入に取り組み、将来的に世界の美術史に残る重要作品の確保を図るものとする。</u></p> <p>【指標】 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>所蔵作品整理に係る取組状況（レジストラ一等の専門的職員の充当人数）</u></li> <li>・ <u>国立各館間での管理換及び長期貸与の件数</u></li> </ul> <p>（２）所蔵作品の保管・管理（略） （３）所蔵作品の修理・修復（略） （４）所蔵作品の貸与（略）</p> <p>【関連指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>所蔵品の活用割合（展示、貸与及び特別観覧の合計の所蔵品と寄託品の合計に占める割合）</u></li> <li>・ <u>国立美術館所蔵作品の国内外美術館への長期貸与契約件数</u></li> </ul> <p>3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与 （事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成） <u>国立美術館は、我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、海外の主要な近現代美術関係機関の動向や美術に関する国内外の</u></p>	<p>【指標】 （略）</p> <p>（２）所蔵作品の保管・管理（略） （３）所蔵作品の修理・修復（略）（４）所蔵作品の貸与（略）</p> <p>【関連指標】</p> <p>3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与 （事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成） 国立美術館が所有、蓄積する美術作品や人材等を活用し、美術振興のナショナルセンターとして、国際交流等を推進するとともに、我が国の美術館活動全</p>	<p>購入に取り組むこと等を追記。</p> <p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の主幹業務である情報資料の収集及び国際的な発信拠点機能を明記。</p>



中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p><u>市場動向に関する情報を含めた情報の収集・整理を行い、国内外に発信するとともに、国内美術館や美術関係者、海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際交流を推進するなど、美術振興のナショナルセンターとして、我が国の美術館活動全体の活性化に寄与することが必要である。（略）</u></p> <p>(1) 国内外の美術館等との連携・協力等（略）</p> <p>(2) ナショナルセンターとしての人材育成  <u>未就学児を持つ家庭、小中高校大学生、若年層、高齢者等、全世代を対象とするのみならず、民族的、性的マイノリティ、障害を持つ方々、経済的・社会的に美術館から疎外されがちな人々等、すべての人々のための美術教育・参加促進の一翼を担うナショナルセンターとして、モデル的な教材の開発や教員、学芸員等の資質向上のための研修等を重点的に実施するものとする。（略）</u></p> <p>(3) 国内外の映画関係団体等との連携等  （略）  <u>また、アート・コミュニケーションセンター（仮称）の設置に伴い、これまで文化庁が進めてきた施策も踏まえつつ、国立映画アーカイブとともに、映画に関する情報発信拠点、人材育成等の総合拠点としての役割を果たすよう速やかに調整を図るものとする。その際、オンライン配信を含めた情報発信の在り方について検討するものとする。</u>  （略）</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項  1 業務運営の取組（略）</p>	<p>体の活性化に寄与することが必要である。（略）</p> <p>(1) 国内外の美術館等との連携・協力等（略）</p> <p>(2) ナショナルセンターとしての人材育成  小・中学生のための美術教育の一翼を担うナショナルセンターとして、モデル的な教材の開発や教員、学芸員等の資質向上のための研修等を重点的に実施するものとする。（略）</p> <p>(3) 国内外の映画関係団体等との連携等  （略）</p> <p>IV 業務運営の効率化に関する事項  1 業務運営の取組（略）</p>	<p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の主幹業務である「アートの社会化」の一環として社会包摂機能を明記。</p> <p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の設置に伴い、映画文化振興の中核としての機能を果たす総合拠点としての機能を強化していくことを追記。</p>

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p>2 組織体制の見直し</p> <p><u>独立行政法人の組織ガバナンス強化の観点から、本部体制の強化を進める。この観点から、本部事務局と東京国立近代美術館の事務局間での職員の併任を解除（専任化）する。事務局人員体制については、法人内のリソース再配分の観点で検討を行う。また、全体運営力強化のため、外部専門人材を登用した経営企画チームを理事長直下に配置することを検討する。</u></p> <p>独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かし、より一層のサービス向上を実現するため、渉外、広報機能の強化、ICT への対応の強化等、組織・体制の強化を図るとともに、<u>国立新美術館の国際発信拠点としての機能強化を進めることを含め、法人各館の役割の見直しを図るものとする。</u></p> <p>3～7 （略）</p> <p>V 財務内容の改善に関する事項 （略）</p> <p>1 自己収入の確保</p> <p>「新しい生活様式」を踏まえた事業展開に伴う収益の獲得やクラウドファンディングを活用した資金獲得など、自己収入の確保を図るものとする。<u>とりわけ、展示会等の企画・実施に向けて、企業等から寄附に加えて投資的な資金収入の確保を推進する。</u>（略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>2 組織体制の見直し</p> <p>独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かし、より一層のサービス向上を実現するため、渉外、広報機能の強化、ICT への対応の強化等、組織・体制の強化を図るものとする。</p> <p>3～7 （略）</p> <p>V 財務内容の改善に関する事項 （略）</p> <p>1 自己収入の確保</p> <p>「新しい生活様式」を踏まえた事業展開に伴う収益の獲得やクラウドファンディングを活用した資金獲得など、自己収入の確保を図るものとする。 （略）</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の設置に伴い必要となる法人としてのガバナンスの強化を追記。</p> <p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の設置に伴い、自己収入確保のため新たな社会連携に取り組むことを明記。</p>

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 内部統制・ガバナンスの強化 （略） 業務運営全般について、<u>独立行政法人全体として一貫した方針の下での運営を実現し</u>、外部有識者を含めて「国の行政の業務改革に関する取組方針」を踏まえた評価を行うとともに、<u>より望ましい運営方法について検討を行い</u>、その結果を業務運営の改善等に反映させるものとする。（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 人事に関する計画 作品の保存・継承や教育普及、渉外・広報、<u>国際対応</u>及びデジタル、<u>マネジメント、法務、社会連携</u>分野等の専門人材等の確保、<u>学芸部門を含めた職員のキャリアパス像の設定と能力開発・業績確認等</u>育成方針等の策定を行い、適切な人材確保・育成を進めるものとする。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かした制度を活用し、<u>専門職人材の兼業や外部人材の登用、有期雇用職員の常勤職員への転換等、職員の多様化を推進</u>するものとする。</p> <p>4 その他業務運営に関し必要な事項 アート・コミュニケーションセンター（仮称）<u>の設置に伴い</u>、日本美術及び国内美術館の振興と我が国の美術における国際拠点化を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や文化観光振興等に寄与する。 <u>また、昨今のアート分野・美術館界を取り巻く環境変化の速さに鑑み、適時適切に社会的要請に応えられるよう、中期目標管理法人の有識者会合（文化庁</u></p>	<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 内部統制・ガバナンスの強化 （略） 業務運営全般について、外部有識者を含めて「国の行政の業務改革に関する取組方針」を踏まえた評価を行い、その結果を業務運営の改善等に反映させるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 人事に関する計画 作品の保存・継承や教育普及、渉外・広報及びデジタル分野等の専門人材等の確保、育成方針等の策定を行い、適切な人材確保・育成を進めるものとする。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かした制度を活用するものとする。</p> <p>4 その他業務運営に関し必要な事項 アート・コミュニケーション推進センター（仮称）を設置し、日本美術及び国内美術館の振興を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や文化観光振興等に寄与する。</p>	<p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の業務遂行を円滑に進めていくうえで不可欠な法人としてのガバナンス強化について明記。</p> <p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の設置に伴い必要となる、多様な人材の確保、職員及び研究員（学芸員）等法人職員全体の人材育成等について明記。</p> <p>アート・コミュニケーションセンター（仮称）の設置に伴い、国立美術館が我が国の美術における国際拠点化の推進を担っていくことを追記。また、社会的要請に応じ適時適</p>

中期目標（変更案）	現行中期目標	備考（理由）
<p><u>次長設置）による国立美術館の業務運営や活動全般の確認結果も踏まえ、望ましい対応の方向性を検討するものとする。</u></p>		<p>切に施策を見直していく旨を追記。</p>

# (別添) 独立行政法人国立美術館に係る政策体系図

## 文化芸術基本法

### 国の政策：文化芸術推進基本計画（第1期）

#### 【今後の文化芸術政策の目指すべき姿】

- ◎次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供
- ◎文化芸術に効果的投資が行われイノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じ国家ブランド形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成
- ◎あらゆる人々が文化芸術を通して社会参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成
- ◎地域文化芸術を推進するプラットフォームが全国に形成され、多様な人材や文化芸術団体等が連携・協働し持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成

#### 【今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性】

- ①文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実
- ②文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
- ③国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
- ④多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成
- ⑤地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

### 第5期中期目標期間における国立美術館のミッション

#### 美術振興の中心的拠点として「文化芸術の「多様な価値」を活かした未来づくり」に貢献

- ①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化、国際的に評価される現代作家の支援の推進など多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努める
- ②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していく
- ③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進する
- ④我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs(持続可能な開発目標)の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与する

## 独立行政法人国立美術館（国立美術館）の使命等と目標との関係

### （使命）

我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化、**国際的に評価される現代作家の支援**を推進するなど多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、**積極的に活用**するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④**我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs(持続可能な開発目標)の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たす**(ほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められる。

### （現状・課題）

#### ◆課題

- ・我が国の近現代美術、海外の美術を体系的・通史的に提示できる質・量ともに充実したコレクションを形成するため、美術館活動の基礎となる美術作品の収集・展示・保管・教育普及等に関する調査研究を行う**国際的かつ専門性の高い研究人材の確保**。
- ・様々な美術作品の鑑賞機会の提供、**コレクション展の充実**。
- ・組織の基盤が脆弱(学芸系、事務系ともに)。
- ・作品の保存・継承や教育普及及び広報等の専門人材並びに**全国の美術館の活動を支えるとともに、国際的なネットワークの構築を担う専門性の高い人材の確保**。
- ・収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化への、適切な措置。

### （環境変化）

- 「文化芸術基本法」が改正され、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することおよび**我が国における文化と経済の好循環を支える中心的な役割を果たすこと**が求められている。
- 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定され、文化資源の積極的な活用を図り、文化観光に資することが求められている。
- 収蔵庫等保管施設の狭隘化が刻々と進行しており計画的な対策が必要。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、**既に評価の高い海外有名作家や海外美術館収蔵品による大量動員を図る展覧会の実現方法の抜本的な見直しをはじめ、「新しい生活様式」に対応した、新しい美術館の在り方の確立**が必要。

### （中期目標）

- 「アート・コミュニケーションセンター(仮称)」を設置し、**我が国の美術館全体の底上げと我が国におけるアートの持続的な振興**を目指す。
- ・国内美術館と連携し、所蔵作品や美術資料等の**情報集約やデジタル化を進め、国内外に発信するとともに美術作品・美術資料活用に係る国内美術館のハブ**となる。
- ・日本美術の国際的な価値の向上に資するための情報発信拠点として、**国際的なネットワークの構築、効果的な情報発信を推進する**。特に、現代作家の支援に資する活動を戦略的に推進し、国際的な評価を高めることに注力する。
- ・アートの力で社会に貢献すべく、ラーニングに関する調査・研究・実践を行うとともに、教育・医療・福祉・ビジネス・観光などとの多様な社会連携の推進により、**アートの社会的価値の向上**を目指す。
- after (with) コロナ時代における社会情勢の変化に対応するため、オンラインやソーシャルメディア等を活用したコンテンツの更なる充実や活用を推進し、**新しい美術館の在り方**を示す。
- 収蔵庫等保管施設の狭隘化解消のため、関係機関等との協議を進め、保管環境の一層の改善を図る。

令和4年〇月〇日改正

独立行政法人国立美術館が達成すべき  
業務運営に関する目標  
(中期目標)

令和3年3月2日

文 部 科 学 省

## 目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与</u>	2
(1) 多様な鑑賞機会の提供	2
(2) 美術創造活動の活性化の推進	3
(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上	4
(4) 教育普及活動の充実	4
(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信	5
(6) 快適な観覧環境の提供	5
2. <u>我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・活用・継承</u>	6
(1) 作品の収集	7
(2) 所蔵作品の保管・管理	7
(3) 所蔵作品の修理・修復	7
(4) 所蔵作品の貸与	7
3. <u>我が国におけるナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与</u>	8
(1) 国内外の美術館等との連携・協力等	8
(2) ナショナルセンターとしての人材育成	9
(3) 国内外の映画関係団体等との連携等	9
IV. 業務運営の効率化に関する事項	10
1. 業務運営の取組	10
2. 組織体制の見直し	10
3. 契約の点検・見直し	10
4. 共同調達等の取組の推進	11
5. 給与水準の適正化等	11



6. 情報通信技術を活用した業務の効率化 . . . . .	11
7. 予算執行の効率化 . . . . .	11
V. 財務内容の改善に関する事項 . . . . .	11
1. 自己収入の確保 . . . . .	11
2. 固定的経費の削減 . . . . .	11
3. 保有資産の処分 . . . . .	12
VI. その他業務運営に関する重要事項 . . . . .	12
1. 内部統制・ガバナンスの強化 . . . . .	12
2. 施設・設備に関する計画 . . . . .	12
3. 人事に関する計画 . . . . .	13
4. その他業務運営に関し必要な事項 . . .	
(別添) . . . . .	14

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

## 国立美術館中期（第5期）目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

### I 政策体系における法人の位置付け及び役割

#### <法人の使命>

国立美術館は、独立行政法人国立美術館法（平成11年12月22日法律第177号）第3条の目的に基づき、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化、国際的に評価される現代作家の支援を推進するなど多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められる。

#### <法人の現状と課題>

国立美術館は、我が国の近現代美術、海外の美術を体系的・通史的に提示できる質・量ともに充実したコレクションを形成・活用するため、美術館活動の基礎となる美術作品の収集・展示・保管・教育普及等に関する調査研究を行う専門性の高い研究人材を常に確保するための努力を継続していく必要がある。

これらの不断の努力により、我が国及び海外の美術作品の鑑賞機会を国民に提供するとともに、海外に向けて発信することが可能となり、文化観光振興にも寄与することができる。

国立美術館の現状は、組織の基盤となる職員数が少なく、作品の保存・継承や教育普及及び広報等の専門人材並びに全国の美術館を支えるとともに、国際的なネットワークを構築していくための専門性の高い人材の確保が必要となっている。また、年々増加する所蔵作品等に対して収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化が進行しており、適切な措置が必要となっている。

### <政策を取り巻く環境の変化>

「文化芸術基本法」(平成13年法律第148号)が平成29年6月に改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっており、国立美術館にも法の基本理念(同法第2条)の実現に寄与し、我が国における文化と経済の好循環を支える中心的な役割を果たすことが求められている。

また、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(令和2年法律第18号)が制定され、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、文化資源の積極的な活用を図り、国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かり易く紹介することで、我が国の文化観光に資することが求められている。

その一方、国立美術館における収蔵庫等保管施設の狭隘化は刻々と進行しており計画的な対策が必要であるとともに、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の価値観が変化している中、美術館の運営については、国内外の感染状況を十分見極めた上で適切な対策を講ずるとともに、既に評価の高い海外の作家作品や美術館収蔵品により大量動員を図る展覧会の実現方法の抜本的な見直しをはじめ、「新しい生活様式」に対応した展覧事業や学習支援など、新しい美術館のあり方を確立していくことが必要とされている。

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与

(事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成)

国立美術館は、我が国の美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことが求められる。このため、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会を広く国民に提供するとともに、我が国の美術創造活動の活性化、我が国現代作家の国際的な評価を高めることに資する活動の推進などに積極的に取り組む必要がある。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた展覧会実現方法の抜本的な見直しや学習支援方法の改善等の展開等、新しい美術館のあり方を確立していくための取り組みが必要とされる。

(1) 多様な鑑賞機会の提供

国立美術館は、美術振興の中心的拠点として、学術的意義、国民の関心、国際文化交流の推進等に配慮しつつ、質の高い展覧会を開催することで国内外の幅広い人々に多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を提供するものとする。

展覧会の実施に当たっては、次の点にも配慮するものとする。

- (イ) 国家的規模で行う主導的な展覧会の実施
- (ロ) 全国の美術館に方向性を示す先導的な展覧会の実施
- (ハ) 新しい芸術表現を取り入れた先端的な展覧会の実施
- (ニ) 我が国発の美術作家や美術動向を国際的な美術動向に位置付ける展覧会の実施
- (ホ) 我が国に所在する美術作品（国立美術館所蔵に限らない）をナショナルコレクションとして積極的に活用し、国内美術館の活性化に資する企画展の実施

開催する展覧会は、上記の点を踏まえ、開催目的、期待する成果、学術的意義等を明確にするとともに、新しい切り口や研究成果を活用した展示、より一層の調査研究、関連資料の充実、展示説明資料の工夫、批評の充実・翻訳等を含む展覧会カタログの充実等による所蔵作品等の新たな魅力の創出、国民の潜在的なニーズの把握、地域との連携等を含めた効率的かつ効果的な広報戦略の実施などに戦略的に取り組むものとする。

地方巡回展については、地域における鑑賞機会の充実のため、受け入れ側と積極的に連携し、また受け入れ側の要望を十分に踏まえつつ、国立美術館としての機能を生かした魅力ある展覧会の実現を図るとともに、地方美術館の活動を支援し、全体の底上げを図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った上映展示機能の充実を図るものとする。

【指標】

- ・所蔵作品展及び企画展並びに国立映画アーカイブの上映会・展覧会の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を、前中期目標期間実績と同程度の水準を維持するものとする。  
(参考) 前中期目標期間実績平均 (見込評価時点)
- 所蔵作品展 76.3%、企画展 85.8%、国立映画アーカイブ 上映会 90.9%、国立映画アーカイブ 展覧会 92.9% (平成 28 年度～令和元年度)
- ・国立美術館巡回展の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を 8 割程度とする。
  - ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を 8 割程度とする。

#### 【関連指標】

- ・所蔵作品展及び企画展の入館者数
- ・国立映画アーカイブの上映会及び展覧会の入館者数
- ・国立美術館巡回展の入館者数／巡回先美術館数
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の入館者数

#### (2) 美術創造活動の活性化の推進

国立新美術館は、全国的な活動を行っている美術団体等に展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向や現代作家を積極的に紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開や芸術家の育成等を支援し、我が国の美術創造活動の活性化を推進するものとする。

なお、国立新美術館を国際発信拠点として機能させる観点から、予約の在り方を含め、その運用を見直すものとする。

#### 【指標】

- ・国立新美術館の公募展示室の予約率は、展覧会の国際的な評価の向上を図りつつ 100%を目指すものとする。

(参考) 予約率 99.5% (平成 28 年度～令和元年度実績平均)

#### 【関連指標】

- ・国立新美術館における全国的な活動を行っている美術団体等への展覧会会場の提供に係る取組状況。(公募展団体数)
- ・公募展示室における展覧会毎の入場者数
- ・展覧会毎の批評・レビューの状況(掲載数および掲載媒体数)
- ・新聞社・テレビ局・公募展以外の主体への展示室貸し出し件数
- ・企画展示室において現代作家を採り上げた展覧会の実施回数および採り上げた作家の人数

#### (3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上

国民の美術に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与するため、最新の科学技術・情報通信技術を活用しつつ、国立美術館に関する情報及び国内美術館に関する情報の公開・発信を積極的に進めるとともに、関係機関と連携し国内外の美術に関する情報(国内外の美術市場動向や国内に所在する美術作品・美術関係資料に関する状況を含む)を収集・提供し、美術に関する情報拠点としての機能を強化するものとする。

その際、現在、機能が分散している東京国立近代美術館アトライブラリと国立新美術館

アートライブラリーを統合再編し、利用者の利便性向上を図るものとする。

日本・アジアにおいては西洋美術の、世界においては日本近現代美術の研究の中心となることを目指し、所蔵する作品・資料をデータベース化して国内外に発信するとともに、関連資料を積極的に受け入れるための収集方針について検討するものとする。

#### 【指標】

- ・ ホームページアクセス件数の合計は、前中期目標期間の実績以上とする。
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率（画像データ）は、前中期目標期間の実績以上とする。
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率（テキストデータ）は、前中期目標期間の実績以上とする。
- ・ アートライブラリーの利用者数（オンライン利用含む）

（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）

- ・ ホームページアクセス件数 203,455,729 件（平成 28 年度～令和元年度実績総数）
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率（画像データ） 54%（令和元年度末実績）
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率（テキストデータ） 100%（令和元年度末実績）

#### （４）教育普及活動の充実

美術作品や作家についての理解を深め、鑑賞者の芸術に対する感性の涵養に資するよう、国立美術館における美術教育に関する調査研究の成果を踏まえたギャラリートーク、ワークショップ等に取り組むものとする。

学校や社会教育施設等の様々な機関との連携により、国内外の幅広い人々を対象とした多様な学習機会を提供するものとする。

ボランティアや支援団体との協力、ICT の活用により、国内美術館全体の教育普及に係る取組の充実を図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った教育普及事業の充実を図るものとする。

#### 【指標】

- ・ 講演会等のイベントの満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を 8 割程度とする。
- ・ 教材化された素材の活用件数

**【関連指標】**

- ・教育普及事業参加者数

(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信

国立美術館の活動は調査研究の成果に基づき実施されるものであることを踏まえ、美術作品の収集・展示・保管、教育普及活動その他の美術館活動を行うために必要な調査研究の内容については年度計画等に定めた上で国内外の美術館等と連携しながら計画的に行い、その成果を国立美術館の業務の充実等に生かすとともに、多様な方法により積極的に公開するものとする。

**【指標】**

- ・調査研究活動の成果に基づき、所蔵作品展において、前中期目標期間実績程度の展示替えを実施する。

(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点) 86 回 (平成 28 年度～令和元年度)

**【関連指標】**

- ・調査研究活動の成果の多様な方法による公開に係る取組状況。(調査研究成果の公開方法・公開件数)
- ・映画のデジタル保存・活用等に関する調査研究の取組状況 (調査研究の取組件数)

(6) 快適な観覧環境の提供

国民に親しまれる美術館を目指し、入館者の立場に立った観覧環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行い、入館者の期待に応えるものとする。

高齢者、障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な観覧環境を形成するものとするとともに、我が国の文化や魅力を世界に示すため、各施設のサインや作品解説等の多言語化に向けた取組を推進するものとする。

また、入場料金及び開館時間の弾力化など、利用者の要望や利用形態等を踏まえた管理運営を行うとともに、ミュージアムショップやレストラン等のサービスの充実を図るものとする。

**【指標】**

- ・快適な観覧環境の提供に係る取組状況。(入館者に対する満足度調査の「良い」以上の回答率を、前中期目標期間実績と同程度の水準を維持するものとする。)

(参考) 前中期目標期間実績平均 (見込評価時点) 81.5% (平成 28 年度～令和元年度)

**【関連指標】**

・サインや作品解説等の多言語化に向けた取組件数。

〈目標水準の考え方〉

多様な鑑賞機会の提供、美術創造の活動の活性化の推進等に係る目標値の設定に当たっては、各項目記載のとおり目標値を設定するものとする。

なお、国立美術館巡回展、国立映画アーカイブ優秀映画鑑賞推進事業、および講演会等のイベントに関する満足度について8割程度の「良い」以上の回答を高評価とする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

2 我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・活用・継承

（事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成）

国立美術館は、我が国唯一の国立の美術館として、我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、海外の主要な美術館と交流するとともに、これらの貴重な国民的財産を適切に保存・管理し、確実に後世に伝え、継承していくことが必要である。このため、国立美術館は、コレクションの充実を図るとともに、作品の保管環境の改善を進めるものとする。

【困難度：高】

・保管環境等の改善等に係る取組については、国立美術館のみの取組では限界があり、所蔵作品の有効活用の観点からも、地方自治体や関係機関等の連携・協力を更に推進する必要があるため。

（1）作品の収集

美術作品の動向に関する情報収集能力と収集の機動性を高めるとともに、国立美術館の役割に即した法人としての収集方針を定め、明らかにするとともに、これに基づき、購入の可否、価格の妥当性等について検討しつつ、外部有識者の知見を踏まえ、計画的かつ適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れを進め、体系的・通史的にバランスのとれた所蔵作品の充実を図るものとする。

あわせて、各館の収蔵品の重複状況等を確認し、他館への長期貸与等より積極的な活用を進めるものとする。

加えて、将来の国民の資産となる国際的に質の高いコレクションを形成していく観点から、海外美術館のコレクション活動の状況や現在の市場動向等の調査に基づく客観的情報による、国内外の有望作家の代表作の同時代購入に取り組み、将来的に世界の美術史に残る



重要作品の確保を図るものとする。

**【指標】**

- ・所蔵作品の収集に係る取組状況。  
(美術作品購入点数、美術作品寄贈点数、美術作品年度末所蔵作品数)
- ・所蔵作品整理に係る取組状況 (レジストラー等の専門的職員の充当人数)
- ・国立各館間での管理換及び長期貸与の件数

(2) 所蔵作品の保管・管理

所蔵作品及び資料全体を適切に保存管理し、確実に後世へ継承するため、外部倉庫の活用、地方自治体や関係機関との協議、既存の収蔵庫等保管施設の改修等を進め、保管環境の一層の改善を図る。

平成 31 年 3 月に策定した「収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化対応に係る方針」に基づき、ナショナルセンターとして担う役割にふさわしい機能を有する新たな収蔵施設の設置を目指すものとする。

**【指標】**

- ・保管環境等の改善等に係る取組状況。  
(各館の収蔵庫の収納率。)

(3) 所蔵作品の修理・修復

所蔵作品についての修理、修復の計画的実施により適切な保存・管理を行い、展示等に供するとともに適切に後世へ継承するものとする。

**【指標】**

- ・所蔵作品についての修理、修復に係る取組状況。(所蔵作品の修理・修復数)  
(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)  
所蔵作品の修理・修復実績総数 1,439 点 (平成 28 年度～令和元年度)

(4) 所蔵作品の貸与

全国の美術館等への所蔵作品の貸与については、所蔵作品の展示計画、作品保存等に十分配慮しつつ、可能な限り積極的に取り組むものとする。

**【指標】**

- ・所蔵作品の貸与に係る取組状況。(所蔵作品の貸与件数)

(参考) 前中期目標期間実績値 (見込評価時点)

所蔵作品の貸与総件数 674 件 4,702 点 (平成 28 年度～令和元年度)

**【関連指標】**

- ・所蔵品の活用割合 (展示、貸与及び特別観覧の合計の所蔵品と寄託品の合計に占める割合)
- ・国立美術館所蔵作品の国内外美術館への長期貸与契約件数

〈目標水準の考え方〉

ナショナルコレクションの形成・継承は、作品の所有者や地方自治体、関係機関の意向等を踏まえて実施する必要があることなどから定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準としては第 4 期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設の改修や使用の制限、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

### 3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与 (事前分析表 施策目標 12-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成)

国立美術館は、我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、海外の主要な近現代美術関係機関の動向や美術に関する国内外の市場動向に関する情報を含めた情報の収集・整理を行い、国内外に発信するとともに、国内美術館や美術関係者、海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際交流を推進するなど、美術振興のナショナルセンターとして、国際交流等を推進するとともに、我が国の美術館活動全体の活性化に寄与することが必要である。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた交流事業や連携事業等、新しい美術館のあり方を確立するための取り組みを推進するものとする。

#### (1) 国内外の美術館等との連携・協力等

国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者の交流等を行い、我が国における美術館の国際的な拠点となることを目指すものとする。

国内外の美術館等における修理・保存処理の充実に寄与するものとする。

全国の美術館等の運営に対する援助、助言を行うとともに、関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等を図るものとする。

**【指標】**

- ・国立美術館巡回展の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を 8 割程度とする。
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の満足度調査を実施し、「良い」以上の回答

率を8割程度とする。

**【関連指標】**

- ・国立美術館巡回展の事業数及び会場数
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の実施回数
- ・国立美術館巡回展の入館者数
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の入館者数
- ・国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者との交流等に係る取組状況。  
(所蔵作品等に関するセミナー・シンポジウムの開催回数、国内外の研究者の招へい等に基づくセミナー・シンポジウムの開催回数。)

(2) ナショナルセンターとしての人材育成

未就学児を持つ家庭、小中高校大学生、若年層、高齢者等、全世代を対象とするのみならず、民族的、性的マイノリティ、障害を持つ方々、経済的・社会的に美術館から疎外されがちな人々等、すべての人々のための美術教育・参加促進の一翼を担うナショナルセンターとして、モデル的な教材の開発や教員、学芸員等の資質向上のための研修等を重点的に実施するものとする。

大学の美術館・博物館等の教育機関等と積極的に提携しながら、今後の美術館活動を担う中核的な人材の育成を図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、優れた日本映画作品等の保存・継承のために、映画フィルム保存技術者や映写技術者等、映画保存のニーズに対応した人材の育成を図るものとする。

**【指標】**

- ・指導者研修参加者に対する満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を前中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

(参考) 前中期目標期間実績平均 (見込評価時点) 98.8% (平成28年度～令和元年度)

**【関連指標】**

- ・指導者研修実施回数
- ・今後の美術館活動を担う中核的な人材や映画保存のニーズに対応した人材の育成に係る取組状況 (インターンシップ受入人数、キュレーター研修受入人数)

(3) 国内外の映画関係団体等との連携等

国立映画アーカイブにおいては、映画・映像作品の収集・保管等を推進するものとする。

国際的に我が国を代表する映画文化振興の中核となる総合的な機関として、国内外の映画関係団体等との連絡を密接に図り、その連携・調整について役割を果たすものとする。

また、アート・コミュニケーションセンター（仮称）の設置に伴い、これまで文化庁が進めてきた施策も踏まえつつ、国立映画アーカイブとともに、映画に関する情報発信拠点、人材育成等の総合拠点としての役割を果たすよう速やかに調整を図るものとする。その際、オンライン配信を含めた情報発信の在り方について検討するものとする。

#### 【指標】

・映画・映像作品の収集・保管に係る取組状況。（映画フィルム購入本数、映画フィルム寄贈本数、映画フィルム年度末所蔵本数、所蔵フィルム検索システムにおける新規公開件数、所蔵フィルム検索システムにおける累計公開件数）

・国内外の映画関係団体等との連携・調整に係る取組状況。（「全国映画資料館録」更新版を中期目標期間中に刊行する。）

以上の指標については、第4期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

（参考）前中期目標期間実績値（見込評価時点）

- ・映画フィルム購入 679 本（平成 28 年度～令和元年度）
- ・映画フィルム寄贈 4,298 本（平成 28 年度～令和元年度）
- ・映画フィルム所蔵 83,109 本（令和元年度末）
- ・所蔵フィルム検索システムにおける新規公開 514 件（平成 28 年度～令和元年度）
- ・所蔵フィルム検索システムにおける累計公開 7,654 件（令和元年度末）
- ・「全国映画資料館録」更新版刊行（平成 28 年度～令和元年度）

〈目標水準の考え方〉

美術館活動全体の活性化への寄与に係る目標値の設定に当たっては、各項目記載のとおり目標値を設定するものとする。

なお、定量的な目標を定めることができない指標の達成水準としては、第4期中期目標期間と同程度の水準を維持するものとする。

〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限、関係する地方自治体の体制、社会情勢等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

## IV 業務運営の効率化に関する事項

### 1 業務運営の取組

運営費交付金を充当して行う事業については、一般管理費及び業務経費の合計について、中期目標期間の最終年度において、令和2年度比5%以上の効率化を図る。ただし、美術作

品購入費等及び特殊要因経費、新たに追加される業務はその対象としない。また、人件費については5項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

## 2 組織体制の見直し

独立行政法人の組織ガバナンス強化の観点から、本部体制の強化を進める。この観点から、本部事務局と東京国立近代美術館の事務局間での職員の併任を解除（専任化）する。事務局人員体制については、法人内のリソース再配分の観点で検討を行う。また、全体運営力強化のため、外部専門人材を登用した経営企画チームを理事長直下に配置することを検討する。

独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かし、より一層のサービス向上を実現するため、涉外、広報機能の強化、ICTへの対応の強化等、組織・体制の強化を図るとともに、国立新美術館の国際発信拠点としての機能強化を進めることを含め、法人各館の役割の見直しを図るものとする。

## 3 契約の点検・見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、一層の競争性、公正性及び透明性の確保に努め、契約の適正化を推進するとともに、外部委託の活用等により、定型的な管理・運営業務の効率化を図るものとする。

## 4 共同調達等の取組の推進

周辺の機関と連携し、コピー用紙等の消耗品や役務について、共同して調達する取組を年度計画等に具体的な対象品目等を定めた上で進めるものとする。

## 5 給与水準の適正化等

給与水準については、公務員の給与改定に関する動向等を踏まえ、国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分に考慮して、検証したうえで、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

## 6 情報通信技術を活用した業務の効率化

法人内の情報システムネットワークの一元化を基盤として、TV会議システム、グループウェア等の活用による効率化を進めるものとする。

VPN（バーチャル・プライベート・ネットワーク）バックアップ回線を増強するなどバックアップ・インフラの増強を進めるものとする。

所蔵作品情報の公開の円滑化を図るため各館のローカルシステムと独立行政法人国立美術館所蔵作品総合目録検索システムとの効率的オンライン化の検討を進めるものとする。

## 7 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

## V 財務内容の改善に関する事項

税制措置も活用した寄付金や自己収入の確保、予算の効率的な執行等に努め、適切な財務内容の実現を図るものとする。

### 1 自己収入の確保

「新しい生活様式」を踏まえた事業展開に伴う収益の獲得やクラウドファンディングを活用した資金獲得など、自己収入の確保を図るものとする。とりわけ、展示会等の企画・実施に向けて、企業等から寄附に加えて投資的な資金収入の確保を推進する。

自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めるものとする。

### 2 固定的経費の削減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図るものとする。

### 3 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うものとする。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制・ガバナンスの強化

法令等を遵守し、有効かつ効率的に業務を遂行するため、業務の特殊性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討するとともに、理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、法人の運営方針等を役職員に浸透させるなど、適切な業務運営に努めるものとする。その際、既存の各館の枠を超えた、法人全体としてのモチベーション・使命感を向上できる取組を推進する。

業務運営全般について、独立行政法人全体として一貫した方針の下での運営を実現し、外部有識者を含めて「国の行政の業務改革に関する取組方針」を踏まえた評価を行うとともに、より望ましい運営方法について検討を行い、その結果を業務運営の改善等に反映させるも

のとする。

保有する情報については、法令等に基づき適切に情報の開示を行うとともに、政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進するなど、責任ある体制を構築するために必要な措置をとるものとする。

情報セキュリティについては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むものとする。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るものとする。

内部統制・ガバナンスの強化に係る取組状況及びそれらが有効に機能しているか等については内部監査、監事監査等において定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。また、業務運営全般については、外部有識者を含めて評価を行い、その結果を業務運営の改善等に反映させるものとする。

## 2 施設・設備に関する計画

安全かつ良好な施設環境を維持するとともに、業務の目的・内容に適切に対応するため、関係機関と連携しながら長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成するものとする。

## 3 人事に関する計画

作品の保存・継承や教育普及、渉外・広報、国際対応及びデジタル、マネジメント、法務、社会連携分野等の専門人材等の確保、学芸部門を含めた職員のキャリアパス像の設定と能力開発・業績確認等育成方針等の策定を行い、適切な人材確保・育成を進めるものとする。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かした制度を活用し、専門職人材の兼業や外部人材の登用、有期雇用職員の常勤職員への転換等、職員の多様化を推進するものとする。

## 4 その他業務運営に関し必要な事項

アート・コミュニケーションセンター（仮称）の設置に伴い、日本美術及び国内美術館の振興と我が国の美術における国際拠点化を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や文化観光振興等に寄与する。

また、昨今のアート分野・美術館界を取り巻く環境変化の速さに鑑み、適時適切に社会的要請に応えられるよう、中期目標管理法人の有識者会合（文化庁次長設置）による国立美術館の業務運営や活動全般の確認結果も踏まえ、望ましい対応の方向性を検討するものとする。

(様式3)

国立研究開発法人科学技術振興機構の中長期目標新旧対照表  
(案)

(主務府省：文部科学省) (赤字・下線部分が追加・削除箇所)

第4期(変更後)	第4期(現行) ※令和3年3月1日改正版
<p>&lt;中長期目標&gt; 目次 (序文)</p> <p>I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言 (略)</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換</p> <p>2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進</p> <p>2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p>2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進</p> <p>2. 4. 情報基盤の強化</p> <p>2. 5. 革新的新技術研究開発の推進</p> <p>2. 6. ムーンショット型研究開発の推進</p> <p>2. 7. 創発的研究の推進</p> <p><u>2. 8. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進</u></p> <p>3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成 (略)</p> <p>4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>	<p>&lt;中長期目標&gt; 目次 (序文)</p> <p>I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言 (略)</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換</p> <p>2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進</p> <p>2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築</p> <p>2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進</p> <p>2. 4. 情報基盤の強化</p> <p>2. 5. 革新的新技術研究開発の推進</p> <p>2. 6. ムーンショット型研究開発の推進</p> <p>2. 7. 創発的研究の推進</p> <p>(新設)</p> <p>3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成 (略)</p> <p>4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>



第 4 期 ( 変 更 後 )	第 4 期 ( 現 行 ) ※令和 3 年 3 月 1 日改正版
<p>(序文) (略)</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換 (略)</p> <p>2. 1. ～ 2. 7. (略)</p> <p><u>2. 8. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進</u> <u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号) 第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術(個別技術及びシステム)について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を推進する。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設 資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の</p>	<p>(序文) (略)</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 知の創造と経済・社会的価値への転換 (略)</p> <p>2. 1. ～ 2. 7. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設 資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の</p>

第 4 期 ( 変 更 後 )	第 4 期 ( 現 行 ) ※令和 3 年 3 月 1 日改正版
<p>整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステム（注）の構築を目指し、  <u>「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(令和 4 年 1 月 7 日文科科学大臣決定) 及び助成資金運用の基本方針 (令和 4 年 1 月 19 日文科科学大臣認可) に基づき、専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保等の体制整備を進めるなど、</u>大学ファンドの創設に向けた取組を進める。</p> <p>注 生態系システムのように、それぞれのプレイヤーが相互に関与して、自律的にイノベーション創出を加速するシステム。</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務の合理化・効率化</p> <p>1. 1. (略)</p> <p>1. 2. 人件費の適正化</p> <p>給与水準については、<u>国家公務員及び大学ファンドに関しては民間資金運用業界等</u>の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p><u>なお、高度で専門的な</u>人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、<u>当該人材の給与水準の妥当性については、</u>国民に対して納得が得られる説明に努めるものとする。</p> <p>1. 3. ～1. 4. (略)</p> <p>V. ～VI. (略)</p>	<p>整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステム（注）の構築を目指し、大学ファンドの創設に向けた取組を進める。</p> <p>注 生態系システムのように、それぞれのプレイヤーが相互に関与して、自律的にイノベーション創出を加速するシステム。</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務の合理化・効率化</p> <p>1. 1. (略)</p> <p>1. 2. 人件費の適正化</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p><u>また、適切な</u>人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、<u>その際には、</u>国民に対して納得が得られる説明に努めるものとする。</p> <p>1. 3. ～1. 4. (略)</p> <p>V. ～VI. (略)</p>

(別添) 国立研究開発法人科学技術振興機構における評価軸 (赤字・下線部分・取消線部分が追加箇所)

項目	評価軸	評価指標	モニタリング指標	
2. 知の創	競争的資金等※に共通するモニタリング指標 (略)			
造と経済・	2.1. ~2.7. (略)			
社会的価値 への転換	<u>2.8. 経済安全保障の 観点からの先端的な 重要技術に係る研究 開発の推進</u>	<u>(経済安全保障の観点 からの先端的な重要技 術に係る研究開発の推 進)</u>	<u>・国から交付される補 助金による基金を設 置し、研究開発を推 進する体制の整備が 進捗したか。</u>	
今後の内閣府を中心とした関係府省による協議の結果等に基づき、 次期中長期目標において評価軸・評価指標・モニタリング指標を定める。				

平成31年3月1日改正  
令和2年2月28日改正  
令和3年3月1日改正  
令和4年〇月〇日改正

国立研究開発法人科学技術振興機構が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中長期目標)

平成29年2月28日

文部科学省

## 目 次

(序文)	1
I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割	1
II. 中長期目標の期間	2
III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	2
1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言	2
1. 1. 先見性のある研究開発戦略の立案・提言	2
2. 知の創造と経済・社会的価値への転換	3
2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進	3
2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築	5
2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進	7
2. 4. 情報基盤の強化	8
2. 5. 革新的新技術研究開発の推進	9
2. 6. ムーンショット型研究開発の推進	9
2. 7. 創発的研究の推進	9
2. 8. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進	9
3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成	10
3. 1. 未来の共創に向けた社会との対話・協働の深化	10
3. 2. 未来を創る次世代イノベーション人材の重点的育成	10
3. 3. イノベーションの創出に資する人材の育成	11
4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設	11
IV. 業務運営の効率化に関する事項	12
1. 業務の合理化・効率化	12
1. 1. 経費の合理化・効率化	12
1. 2. 人件費の適正化	12
1. 3. 保有資産の見直し	12
1. 4. 調達合理化及び契約の適正化	13
V. 財務内容の改善に関する事項	13

VI. その他業務運営に関する重要事項 .....	13
1. 内部統制の充実・強化.....	13
1. 1. 統制環境及び統制活動 .....	13
1. 2. リスク管理及びモニタリング .....	14
1. 3. 情報と伝達及び ICT への対応 .....	14
1. 4. その他行政等のために必要な業務 .....	14
2. 施設及び設備に関する事項.....	14
3. 人事に関する事項.....	14

※括弧毎の事業を一定の事業等のまとまりとする。

## (序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項の規定により、国立研究開発法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

## I. 政策体系における法人の位置づけ及び役割

知識や価値の創造プロセスは大きく変貌し、それにより、経済・社会の構造が日々大きく変化する「大変革時代」とも言うべき時代を迎えている。このような時代に、新たな未来を切り拓き、国内外の諸課題を解決していくためには、科学技術イノベーション政策を強力に推進していくことが必要である。

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、科学技術基本計画の中核的な役割を担う機関であり、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを基本的な目標とする国立研究開発法人として、これまで科学技術イノベーションの創出に大きく貢献してきた。

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、①持続的な成長と地域社会の自律的な発展、②国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現、③地球規模課題への対応と世界の発展への貢献、④知の資産の持続的創出、という 4 つの「目指すべき国の姿」の実現に向け、政策を推進するとされている。また、これら「目指すべき国の姿」の実現に向け、科学技術イノベーション政策を推進するに当たり、先を見通し戦略的に手を打っていく力（先見性と戦略性）と、どのような変化においても的確に対応していく力（多様性と柔軟性）の両面を重視して政策を推進し、「世界で最もイノベーションに適した国」となるよう導くとされており、この考えの下、i) 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組、ii) 経済・社会的課題への対応、iii) 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化、iv) イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築、の 4 本柱を強力に推進していくとされている。また、これら 4 本柱を効果的・効率的に進めていく上で、「科学技術イノベーションと社会との関係深化」や「科学技術イノベーションの推進機能の強化」が不可欠とされている。

機構は、研究開発戦略立案機能や科学技術情報基盤を自ら有しながら、国立研究開発法人や大学、企業等とのパートナーシップに基づく組織の枠を超えた時限付で最適な研究開発推進体制を構築するネットワーク型研究所としての特長を最大限生かし、先見性と戦略性、多様性と柔軟性に満ちた事業運営を行うことで、第 5 期科学技術基本計画を効果的・効率的に推進し、本中長期目標期間においても、引き続き科学技術基本計画を実施する中核的機関として、我が国の科学技術イノベーション政策の実現に貢献してい

く。また、科学技術基本計画に定めた中長期的な政策の方向性の下、毎年の状況変化を踏まえその年度に重きを置くべき取組等が示される科学技術イノベーション総合戦略についても適切に対応していく。

(別添) 政策体系図

## II. 中長期目標の期間

中長期目標の期間は、平成29年(2017年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までの5年間とする。

## III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

機構は、科学技術基本計画を実施する中核的機関として、機構内外の資源を最大限活用するネットワーク型研究所としての特長を生かし、未来を共創する研究開発戦略の立案・提言、知の創造と経済・社会的価値への転換、未来共創の推進と未来を創る人材の育成、世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設に総合的に取り組み、我が国全体の研究開発成果の最大化を目指す。

事業を推進するに当たっては、機構の多様性・総合力を発揮するため、事業間の連携を強化する。

評価に当たっては、別添の評価軸及び関連指標等を基本として評価する。

### 1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言

大変革時代において、科学技術の振興を通じて、我が国が将来にわたり競争力を維持・強化し、国際社会の持続発展に貢献していくため、先行きの見通しが立ちにくい中であっても国内外の潮流を見定め、社会との対話・協働や客観データの分析を通じ、科学への期待や解決すべき社会的課題を可視化して、先見性のある研究開発戦略を立案・提言する。

#### 1. 1. 先見性のある研究開発戦略の立案・提言

最新の価値ある情報の収集を可能とする人的ネットワークを構築し、国内外の科学技術政策及び研究開発の動向、社会的・経済的ニーズ等の調査・分析を行った結果に基づき、我が国が進めるべき先見性のある質の高い研究開発戦略の提案を行う。また、2050年の持続的発展を伴う低炭素社会の実現に向けて、将来の社会の姿を描き、その実現に至る道筋を示す質の高い社会シナリオ・戦略の提案を行う。

研究開発戦略、社会シナリオ・戦略等の策定に当たっては、国内外の様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち共創を推進する。その際は、3.の科学技術コミュニケーション活動と有効に連携する。

得られた研究開発戦略、社会シナリオ・戦略等の成果については、機構の研究開発の



方針として活用するとともに、我が国の研究開発戦略への活用等、時宜を捉え、国内外の様々なステークホルダーに向け積極的に発信し、幅広い活用を促進する。

これらの活動に当たっては、機構内の研究開発戦略立案機能の相互の連携を強化するとともに、機構の経営や研究開発事業との連動性を強化する。

## 2. 知の創造と経済・社会的価値への転換

機構は、ネットワーク型研究所としての特長を生かし、変容する社会に対応し、イノベーションにつながる独創的・挑戦的な研究開発を主体的に推進することで、未来の産業構造と社会変革に向けた新たな価値の創出と経済・社会的課題への対応を行う。

研究開発の推進にあたっては、産学官で将来のビジョン・課題を共有した上で文部科学省が示す全体戦略の下、従来の細分化された研究開発プログラム別の運用制度を本中長期目標期間中に抜本的に再編し、プログラム・マネージャーの下で基礎研究から実用化支援、知的財産化まで一貫して実施可能な体制を構築する。その際、イノベーションが基礎研究段階からも非連続的に創出されることに留意しつつ、研究開発の進展段階に合わせて産学官連携への橋渡し支援、ベンチャー起業支援、知的財産の創出等、イノベーション創出に向けて必要な支援を有機的に組み合わせることで実施することとし、そのために必要な切れ目のない一貫した支援が可能なマネジメント体制とする。また、「1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言」の研究開発戦略立案機能との連動性を強化し、活用する。

また、機構は自然科学と人文社会科学の知見を活用し、ステークホルダーと共創する社会技術研究開発、国際共同研究や研究開発プログラムの国際化による国際共創、大学及び技術移転機関等における知的財産活動の支援、情報基盤の強化を推進し、知の創造と経済・社会的価値への転換を促進する。

さらに、機構は、オープンイノベーションを促進するため、国益に留意した上でのオープンサイエンス（注）の推進や、戦略的な情報発信の強化を図る。また、機構は、研究成果の活用促進のため、機構が保有する知的財産について戦略的なマネジメントを行う。加えて、機構は、若手研究者が参画する研究開発プログラムの推進、産学官の共創の「場」の活用による多様な研究人材の育成及び対話・協働で得られた社会的期待や課題の研究開発への反映を行う。

注 オープンアクセスと研究データのオープン化（オープンデータ）を含む概念。

### 2. 1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進

機構は、ネットワーク型研究所としての特長を生かし、変容する社会に対応し、イノベーションにつながる独創的・挑戦的な研究開発を主体的に推進することで、未来の産業構造と社会変革に向けた新たな価値の創出と経済・社会的課題への対応を行う。研究開発の推進に当たっては、産学官で将来のビジョン・課題を共有した上で文部科学省が

示す全体戦略の下、従来の細分化された研究開発プログラム別の運用制度を本中長期目標期間中に抜本的に再編し、プログラム・マネージャーの下で基礎研究から実用化支援、知的財産化まで一貫して実施可能な体制を構築する。なお、第5期科学技術基本計画において、経済・社会的インパクトが大きい挑戦的な研究開発プロジェクトの普及拡大が求められていることから、成功率は低いながらも成功すれば大きなインパクトが得られる挑戦的な課題にも果敢に取り組む。また、社会問題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題へ対応するため、人文社会科学及び自然科学の様々な分野やステークホルダーが参画する社会技術研究開発を推進する。

#### (未来社会に向けたハイインパクトな研究開発の推進)

未来社会での大きな社会変革に対応するため、文部科学省が示す方針の下、社会・産業ニーズを踏まえ、経済・社会的にインパクトのあるターゲット（出口）を明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標を設定し、機構が持つ研究開発マネジメントのノウハウや、他の研究開発事業等の有望な成果の活用を通じて、実用化が可能かどうかを見極められる段階を目指した研究開発を推進する。研究開発の推進においては、その途中段階において目標達成の見通しを客観的かつ厳格に評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

#### (戦略的な研究開発の推進)

我が国が直面する重要課題の達成に貢献する新技術を創出するという観点から、経済・社会的ニーズ等を踏まえて示す戦略目標等の達成に向けて、組織の枠を超えて時限付で最適な研究開発推進体制を構築し、効果的・効率的に戦略的な研究開発を推進する。

戦略的な基礎研究の推進に当たっては、戦略目標の達成に向け、国際的に高い水準で出口を見据えた基礎研究を推進し、科学技術イノベーションの創出に資する新技術のシーズとなる研究成果を得る。加えて、科学技術イノベーションを創出し、実用化を目指す観点から、有望な成果について、イノベーション指向のマネジメントによって研究を加速・深化する取組を行うことにより、基礎研究から研究成果の展開に至るまでを切れ目なく推進する。

温室効果ガスの削減を中長期にわたって着実に進めていくため、削減に大きな可能性を有し、かつ、従来技術の延長上にはない新たな科学的・技術的知見に基づく革新的技術の研究開発を関連機関とも密接に連携しながら推進するとともに、その途中段階において目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。なお、その取組を他事業においても参考にする。

社会技術研究開発の推進に当たっては、機構は、取り組むべき社会的問題の調査分析・課題の抽出を行い、目標を設定するとともに、自然科学と人文・社会科学の双方の知識を活用し、広く社会のステークホルダーの参画を得て、社会が抱える様々な問題の解決

に資する成果を得る。その成果は社会で有効に活用できるものとして還元する。また、新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制度的・社会的課題へ対応するため、人文社会科学及び自然科学の様々な分野やステークホルダーが参画する研究開発を推進する。

(産学が連携した研究開発成果の展開)

機構及び大学等における基礎研究等により生み出された新技術を産業界へシームレスに橋渡しすることにより、科学技術イノベーションの創出に貢献する。

具体的には、機構の基礎研究等の成果の中から新産業の創出に向けて設定した研究開発テーマについて、切れ目のない一貫した研究開発を戦略的に推進し、科学技術イノベーションの創出につながる研究開発成果を得るとともに、産学の対話を行いながら企業単独では対応困難だが産業界全体で取り組むべき技術課題の解決に資する基礎研究を競争的環境下で推進し、当該研究の成果を通じた産業界の技術課題の解決及び産業界の視点や知見の大学等へのフィードバックを促進する。

また、既存の産学官金連携ネットワーク等と協力して地域企業のニーズをくみ取り、機構の知見や強みを最大限活用して、全国の大学等の研究成果の企業化に向けた戦略的な支援を行い、地域経済社会の活性化に資する新規事業・新産業の創出を推進する。

さらに、我が国の科学技術の共通基盤を支えるとともに、最先端かつ独創的な研究成果を生み出し、社会的に重要な科学技術イノベーションを実現するため、競争的環境下で、オンリーワン・ナンバーワンの先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発、開発された機器の利用促進や実用化・企業化を推進する。

## 2. 2. 人材、知、資金の好循環システムの構築

大学や公的研究機関の研究成果が産業界・社会へ橋渡しされ、持続的にイノベーションを生み出す環境を形成するためには、産学官の人材、知、資金を結集させ、共創を誘発する「場」の形成が重要である。そのため、機構は、ネットワーク型研究所としての特長を生かし、組織対組織の本格的産学官連携を強化するためのシステム改革に資する取組を推進することにより、大学・公的研究機関等を中心とした場の形成と活用を図り、大学・公的研究機関の産学官連携のマネジメント強化を支援するとともに、企業化開発やベンチャー企業等への支援・出資、知的財産の活用支援等を行い、民間資金の呼び込み等を図る。これらを通して、機構は、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築に貢献し、未来の産業構造と社会変革に向けた新たな価値の創出と経済・社会的課題への対応を行う。

(共創の「場」の形成支援)

オープンイノベーションを本格的に推進するための仕組みの構築に向け、大学・公的

研究機関、企業等の多様な主体が集い、共通の目標を設定し、組織・分野を越えて統合的に運用される産学官の共創の「場」の形成を支援する。その際、文部科学省から支援すべき分野等の提示があった場合には、それらを含めた支援を実施する。また、大学・公的研究機関、企業等の集積、人材、知、資金の糾合、自律的・持続的な研究環境・研究体制の構築、人材育成といった多様な支援の形態が考えられることに留意しつつ、大学・公的研究機関のマネジメント改革をはじめとした組織対組織の本格的産学官連携を強化するためのシステム改革に貢献する。

#### (企業化開発・ベンチャー支援・出資)

イノベーションを結実させる主体である企業の意欲をさらに喚起し多様な挑戦が連鎖的に起こる環境を整備するとともに、機動的な意思決定の下、迅速かつ大胆な挑戦が可能なベンチャー企業の支援等を通じて民間資金の呼び込み等を図る。

具体的には、機構及び大学等の研究開発成果について、企業等への橋渡しを促進するため、競争的環境下で課題や研究開発分野の特性、研究開発ステージに応じた最適な支援形態による研究開発及び企業化開発を推進し、機構及び大学等の研究開発成果のシームレスな実用化につなげるとともに、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速の支援に当たっては、企業化が著しく困難な新技術の企業化開発の不確実性を踏まえ、事業の目的、採択方針、審査方針等を定めるなど適切な実施体制を構築する。その際、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。

また、ベンチャー企業の支援に当たっては、リスクが高く既存企業が研究開発を行うことができないが、市場に大きく展開する可能性を持つ大学等の技術を事業化するため、新規事業創出のノウハウを持つ民間の人材を活用し、革新的なベンチャー企業創出に資する研究開発を推進する。さらに、出資に伴うリスクを適切に評価した上で、機構の研究開発成果を活用するベンチャー企業の設立・増資に際して出資を行い、又は人的・技術的援助を実施することにより、当該企業の事業活動を通じて研究開発成果の実用化を促進する。機構は、出資した企業の経営状況を適切に把握し、出口戦略を見据えつつ、事業資金の効率的使用に最大限努める。

研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出の促進のため、関係機関との間の情報交換など連携協力を促進する。

#### (知的財産の活用支援)

我が国の国際競争力を強化し、経済社会を活性化していくため、大学及び国立研究開発法人、技術移転機関等における知的財産活動を支援するとともに、金融機関等とも連携し、大学等の研究開発成果の技術移転を促進する。

具体的には、大学及び技術移転機関等における知的財産活動の支援に関しては、大学

等における研究開発成果の特許化を発明の目利きを行いつつ支援等することにより、我が国の知的財産基盤の強化を図る。その際、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を踏まえ、大学等に対する知的財産取得の支援にとどまらず、大学等の知的財産・技術移転のマネジメント力の強化を促す支援に転換し、全国の大学等に対してマーケティングモデルの導入のほか、研究対象の領域や連携形態等に応じたマネジメントを促進させるとともに、機構の研究開発事業と連携しつつ、事業の終了後も含めて、適切な成果の特許化に貢献する。また、金融機関等との連携により、企業ニーズに留意し、我が国の重要なテーマについて、市場動向を踏まえつつ、特許群の形成を支援し、戦略的に価値の向上を図る。

さらに、大学等の研究開発成果の技術移転に関しては、大学及び技術移転機関等と連携を図りつつ、企業と大学等の連携を促進させること、特許情報の収集、共有化、分析、提供を戦略的に実施すること、特許の価値向上のための支援を行うこと、企業に対して研究開発成果のあっせん・実施許諾を行うことなどにより、促進する。

加えて、知的財産が多様化している状況の変化に柔軟に対応し、新たな知的財産マネジメント手法を開発するなど必要な措置を講じる。

## 2. 3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進

文部科学省の示す方針に基づき、諸外国との共同研究や国際交流を推進し、地球規模課題の解決や持続可能な開発目標（SDGs）等の国際共通的な課題への取組を通して、我が国の科学技術イノベーションの創出を推進する。あわせて、我が国の科学技術外交の推進に貢献する。

地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した分野において、政府開発援助（ODA）と連携した国際共同研究を競争的環境下で推進し、地球規模課題の解決並びに我が国及び新興国及び途上国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。新興国及び途上国との関係強化のため、社会実装に向けた取組を実施し、科学技術におけるインクルーシブ・イノベーションを実践する。

政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際共同研究を競争的環境下で推進することにより、国際共通的な課題達成及び諸外国との連携を通じた我が国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。

我が国の科学技術イノベーションを活用して途上国での SDGs 達成に貢献するとともに、我が国発の研究成果等の海外展開を促進する。

外国人研究者が我が国で研究活動を行う上で、安心して研究に打ち込めるよう、宿舎等の生活環境を提供することで、外国人研究者の受入れに貢献する。

海外からの優秀な科学技術イノベーション人材の将来の獲得に資するため、科学技術

分野でのアジアとの青少年交流を促進する。

## 2. 4. 情報基盤の強化

機構は、科学技術イノベーションの創出に必要な不可欠な役割・機能を担っている情報基盤の強化を行う。

(科学技術情報の流通・連携・活用の促進)

科学技術イノベーションの創出に寄与するため、我が国の研究開発活動を支える科学技術情報基盤として、オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえつつ、利用者が必要とする科学技術情報や研究成果（論文・研究データ）の効果的な活用と国内学協会等による研究成果の国内外に向けた発信が促進される環境を構築し、科学技術情報の流通を促進する。さらに、科学技術情報を、機構内外の政策立案や経営戦略策定などにおける意思決定への活用や組織・分野の枠を越えた研究者及び技術者等の人的ネットワーク構築の促進等に資する環境を構築する。

これらの取組を効率的かつ効果的に進めるため、科学技術情報を持つ産学官の機関との連携を進めるとともに、常に利用者のニーズを把握し、利用者目線に立ってシステムの利便性向上を図る。

また、様々な学問分野の科学技術に関する論文その他の文献情報を抄録等の形式で整備することにより、科学技術情報基盤の充実を図る。さらに、オープンサイエンスの世界的な潮流も踏まえたサービス内容の抜本的な見直しを行いつつ、引き続き民間事業者によるサービスを実施することにより、民間の創意工夫を生かして、データを活用した分析サービス等、情報のより高度な利用を促進するとともに、収益の最大化を図るよう、民間事業者や外部有識者の知見・助言を生かし、あらゆる手段を講じる。

情報資料館筑波資料センターの所蔵資料の保管については、オープンサイエンスの世界的な潮流を踏まえ、インターネットの利用により入手が容易になっていること等から、同センターで保管する資料等の処分及び国立国会図書館等への移管を進め、それらが完了した際には、センターの廃止を検討する。

(ライフサイエンスデータベース統合の推進)

我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有され、活用されることにより、基礎研究や産業応用につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体の活性化に貢献するため、文部科学省が示す方針の下、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合に向けて、オープンサイエンスの動向を踏まえた戦略の立案、ポータルサイトの拡充・運用及び研究開発を推進し、ライフサイエンス分野データベースの統合に資する成果を得る。

## 2. 5. 革新的新技術研究開発の推進

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術・イノベーション会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。

## 2. 6. ムーンショット型研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、総合科学技術・イノベーション会議が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、機構の業務内容や目的に照らし推進する。研究開発の推進においては、その途中段階において適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。

## 2. 7. 創発的研究の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、特定の課題や短期目標を設定せず、多様性と融合によって破壊的イノベーションにつながるシーズ創出を目指す創発的研究を、その遂行に必要な博士後期課程学生の参画促進など、適切な研究環境の形成とともに推進する。その推進においては、ステージゲート期間を設け、研究機関による研究環境整備等の支援や、研究者の取組状況を評価し、研究等の継続・拡充・中止などを決定する。また、博士後期課程学生による挑戦的・融合的な研究を推進し、その推進に当たって、各大学が当該学生に生活費相当額程度の処遇を確保することを支援する。

## 2. 8. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術（個別技術及びシステム）について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を推進する。

### 3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成

科学技術と社会の関係が一層密接になる中、科学技術イノベーションが社会の期待に応えていくためには、社会からの理解、信頼、支持を獲得することを前提として考慮する必要がある。このため、従来の相対する関係性から研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった国内外の様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められている。また、世界中で高度人材の獲得競争が激化する一方、我が国では、若年人口の減少が進んでおり、科学技術イノベーション人材の質の向上と能力発揮が一層重要になってきている。

機構は、未来社会の共創に向けて、国内外の様々なステークホルダーの双方向での対話・協働を促すとともに、対話・協働の成果を活用し、研究開発戦略の立案・提言や研究開発の推進等に反映する。また、次世代人材の育成や科学技術イノベーションの創出に果敢に挑む多様な人材の育成を行う。これらにより、持続的な科学技術イノベーションの創出へ貢献する。

#### 3. 1. 未来の共創に向けた社会との対話・協働の深化

科学技術イノベーションにより、未来の産業創造と社会変革への第一歩を踏み出すとともに、持続可能な未来社会を構築するためには、社会的な課題への対応を図る必要がある。そのために、科学技術イノベーションと社会との問題について、様々なステークホルダーが双方向で対話・協働し、それらを政策形成や知識創造、社会実装等へと結びつける「共創」を推進し、科学技術イノベーションと社会との関係を深化させることが重要である。

このため、機構は、リスクコミュニケーションを含む科学技術コミュニケーション活動を推進し、様々なステークホルダーが双方向で対話・協働する場を構築するとともに、国民の科学技術リテラシー及び研究者の社会リテラシーの向上を図る。

また、対話・協働で得られた社会的期待や課題を、研究開発戦略の立案・提言や、研究開発等に反映させることにより、科学技術イノベーションと社会との関係を深化させる。

#### 3. 2. 未来を創る次世代イノベーション人材の重点的育成

次世代の科学技術を担う人材を育成するため、理数系分野に優れた資質や能力を有する児童生徒等について、その一層の伸長を図るとともに、児童生徒等の科学技術や理数系分野に関する興味・関心及び学習意欲並びに学習内容の理解の向上を図る。各取組の推進に当たっては、科学技術イノベーションと社会との関係深化が求められている現状を踏まえつつ、広い視野を持つ人材の育成を目指す。なお、事業全体として高い効果を上げるため、各プログラムで得られた効果や課題の把握及び改善に向けた検討を行うとともに、それらのプログラムが相互に関連するよう配慮し、効果的かつ効率的に事業を



推進する。加えて、各支援を通じて蓄積した事例や成果を普及させる。

具体的には、先進的な理数系教育に取り組む高等学校等に対し、課題解決的・体験的な学習など理数系分野の学習を充実する取組への支援を行うとともに、大学・研究機関等に対し、理数系分野に関して高い意欲・能力を有する児童生徒等に高度で発展的な学習環境を提供する取組や先進的な理数系教育を担う教員の指導力向上に向けた取組の支援を行う。

さらに、これらの取組に参加した児童生徒等がその成果を発揮する場を構築するため、科学技術や理科・数学等のコンテストに関する取組の支援を行う。

また、科学技術分野における海外の青少年との交流を進める等により、次世代の科学技術人材の育成について国際性を涵養する取組を検討、実施する。

### 3. 3. イノベーションの創出に資する人材の育成

我が国において、多様で優秀な人材を持続的に育成し、科学技術イノベーション活動に携わる人材が多様な場で活躍できる社会を目指すため、以下の取り組みを行う。

(科学技術イノベーションに関与する人材の支援)

科学技術イノベーション創出を担う博士課程の学生や博士研究員、研究者及び技術者等の高度人材のより多様な場での活躍を支援するため、キャリア開発に資する情報の提供及び能力開発に資する情報の提供等を行う。

(プログラム・マネージャーの育成)

イノベーション指向の研究の企画・遂行・管理等を担い、挑戦的な課題にも積極的に取り組むプログラム・マネージャーを育成するため、実践的な育成プログラムの更なる改善等の検討により効果的な運営を行う。また、プログラム・マネージャーのキャリアパスの確立を推進するとともに、研究開発事業での実践の中で、リスクを適正に評価し挑戦することなどプログラム・マネージャーによるマネジメントを適切に評価する仕組みを構築していく。

(公正な研究活動の推進)

公正な研究活動を推進するため、各研究機関において研究倫理教育が実施されるよう、文部科学省や他の公的研究資金配分機関と連携しながら、各研究機関における研究倫理教育責任者の知識・能力の向上のための支援その他の研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を行う。

## 4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設

資金運用益の活用により国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並

びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等を通じて、我が国のイノベーション・エコシステム（注）の構築を目指し、「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（令和4年1月7日文部科学大臣決定）及び助成資金運用の基本方針（令和4年1月19日文部科学大臣認可）に基づき、専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保等の体制整備を進めるなど、大学ファンドの創設に向けた取組を進める。

注 生態系システムのように、それぞれのプレイヤーが相互に関与して、自律的にイノベーション創出を加速するシステム。

#### IV. 業務運営の効率化に関する事項

##### 1. 業務の合理化・効率化

###### 1. 1. 経費の合理化・効率化

機構は、組織の見直し、調達合理化、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、経費の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分及び特殊経費（競争的資金等）を除外した上で、一般管理費（公租公課除く）については毎年度平均で前年度比3%以上、業務経費については毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充される分は、翌年度から同様の効率化を図る。ただし、人件費の効率化については、次項に基づいて取り組む。

###### 1. 2. 人件費の適正化

給与水準については、国家公務員及び大学ファンドに関しては民間資金運用業界等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

なお、高度で専門的な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、当該人材の給与水準の妥当性については、国民に対して納得が得られる説明に努めるものとする。

###### 1. 3. 保有資産の見直し

機構の保有する施設等の有効利用を推進するとともに、その必要性について不断の見直しを行う。必要性がなくなると認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進める。

情報資料館筑波資料センターで保管する資料等の処分及び国立国会図書館等への移管を進め、それらが完了した際には、センターの廃止を検討する。

#### 1. 4. 調達合理化及び契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、引き続き、外部有識者等からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、2か年以上連続して一者応札となった全ての案件を対象とした改善の取組を実施するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。

#### V. 財務内容の改善に関する事項

知的財産の戦略的マネジメントと社会実装の加速等により自己収入の増加に努める。

科学技術文献情報提供事業については、オープンサイエンスの世界的な潮流も踏まえ、民間事業者や外部有識者の知見・助言を生かし、あらゆる手段を講じて収益の最大化を図り、繰越欠損金の縮減に向けた抜本的な見直しを行うとともに、それらを反映した新たな経営改善計画を策定し、着実な実施を図る。経営改善計画が達成できないことが明らかになった場合には、文献情報提供勘定の廃止を含めた、同勘定のあり方の抜本的検討を行うものとする。

運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。

#### VI. その他業務運営に関する重要事項

##### 1. 内部統制の充実・強化

機構は、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的、及び独立行政法人の業務運営の理念「適正、効果的かつ効率的な業務運営」の達成に向けて、閣議決定等の政府方針等を踏まえつつ、法人評価等を通じて、業務の適正化を図ることにより、機構におけるPDCAサイクルを循環させ内部統制の充実・強化を図る。

##### 1. 1. 統制環境及び統制活動

機構業務の総合性を最大限発揮するため、理事長の強いリーダーシップの下で、内部統制の推進体制を構築するなど、統制環境を整備する。

業務の運営に当たっては、理事長を中心とした強力なマネジメントにより、国内外の研究機関や企業等との協力関係の戦略性を高めるとともに、機構のプレゼンスの向上に向けた戦略的広報活動を展開する。

組織の編成に当たっては、事業間連携を強化し、戦略策定から革新的研究、産業界・社会への橋渡しまでを効果的に実施できるよう、業務・組織改革、柔軟な人員体制の整備、各事業での研究プロジェクト業務から共通する研究契約業務の分離・集約化などを通じて、一体的な業務運営を行う体制を構築する。

## 1. 2. リスク管理及びモニタリング

統制環境を基盤として、内部統制にかかる PDCA サイクルを確立するため、機構のミッション遂行の障害となる要因をリスクとして把握しつつ適切な対応を行い、統制活動を通じた不断の見直しを行うとともに、監事による監査活動及び内部監査活動との連携を通じたモニタリングを行うことで、適正、効果的かつ効率的な運営を確保する。

また、機構の活動全体の信頼性確保と、良質な科学技術と研究の公正性の確保に向け、委託先等での研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止する取組の強化、及び課題採択と研究契約業務の分離等を通じ、コンプライアンスを推進する。

## 1. 3. 情報と伝達及び ICT への対応

内部統制が有効に機能するよう、機構内において適切な周知活動を実施するとともに、ICT を適切に活用し効率的な業務運営を行う。

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を含む政府における情報セキュリティ対策を踏まえ、適切な対策を講じるための体制を維持するとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、諸法令を踏まえて、適切に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を行う。

## 1. 4. その他行政等のために必要な業務

我が国の科学技術の振興に貢献するため、他機関からの受託等について、当該事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。

## 2. 施設及び設備に関する事項

機構の業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を重点的かつ計画的に実施する。

## 3. 人事に関する事項

研究開発成果の最大化と効果的かつ効率的な業務の実現を図るため、機構の職員及び機構の事業を通じた科学技術イノベーションを生み出す人材の確保・育成については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 24 条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

なお、機構の職員については、人事評価制度の着実な運用、職員に対して必要な能力等の伸張を図る研修等の実施及び職場環境の整備等の措置をダイバーシティに配慮し

つつ計画的に実施する。

# 科学技術振興機構に係る政策体系上の位置付け (別添)

## 科学技術基本計画の実施において中核的な役割を担う機関

### 科学技術基本法

#### (目指すべき国の姿)

- ①持続的な成長と地域社会の自律的な発展
- ②国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現
- ③地球規模課題への対応と世界の発展への貢献
- ④知の資産の持続的創出

#### (4本の柱)

- 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組
- 経済・社会的課題への対応
- 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化
- イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築

#### (推進に当たっての重要事項)

- 科学技術イノベーションと社会との関係進化
- 科学技術イノベーションの推進機能の強化

### 科学技術イノベーション総合戦略

### 第5期科学技術基本計画

### 国立研究開発法人科学技術振興機構法

#### (機構の目的)

第4条 国立研究開発法人科学技術振興機構は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第23条第5号において同じ。)から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

### 科学技術振興機構 中長期目標

- 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言
- 知の創造と経済・社会的価値への転換
- 未来共創の推進と未来を創る人材の育成
- 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設

(別添) 国立研究開発法人科学技術振興機構における評価軸

項目				評価軸	評価指標	モニタリング指標
1. 未来を共創する研究開発戦略の立案・提言	1.1. 先見性のある研究開発戦略の立案・提言	(研究開発戦略の提案)	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発戦略・社会シナリオ等の立案に向けた活動プロセスが適切か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査・分析の取組の進捗                             <ul style="list-style-type: none"> <li>調査・分析のための体制構築</li> <li>多様なステークホルダーの参画</li> <li>JST 内外との連携、ネットワーク構築</li> </ul> </li> <li>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発戦略や社会シナリオ等の品質向上の取組の進捗                             <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発戦略や社会シナリオの作成過程における品質管理の妥当性</li> <li>フォローアップ調査等による今後の作成活動への反映</li> <li>CRDS アドバイザリー委員会での評価、助言の反映</li> <li>LCS 戦略推進委員会での評価、助言の反映、LCS 事業評価委員会での評価、意見の反映</li> <li>品質向上に資する組織体制の強化</li> </ul> </li> <li>等</li> <li>様々なステークホルダーの参画（調査・分析の実施体制、WS 開催数、ヒアリング者数等）</li> <li>海外動向等に関する調査・分析の取組の進捗                             <ul style="list-style-type: none"> <li>海外調査報告書等の発行、社会シナリオへの反映</li> <li>海外機関との連携やネットワークの構築状況</li> <li>中国に関する調査報告書等の発行</li> <li>日中間の連携やネットワークの構築状況</li> </ul> </li> <li>等</li> </ul>
		(社会シナリオ・戦略の提案)				

項目				評価軸	評価指標	モニタリング指標
						用状況・連動性の強化 - 機構の研究開発事業及び経営等への活用 - 戦略目標策定等における情報提供・協力等 ・ 中国文献データベースの運用 - 中国文献データベースの整備状況
		(研究開発戦略の提案)	<b>【成果】</b> ・ 先見性のある質の高い研究開発戦略・社会シナリオ等を立案し、政策・施策や研究開発等に活用されているか。	・ 社会シナリオの立案の成果 ・ 研究開発戦略や社会シナリオ等の成果物や知見・情報の活用 - 関係府省・外部機関及び機構における施策等への反映 - 研究開発の新たな潮流の創造促進	・ 研究開発戦略等の立案の成果 - 戦略プロポーザル・研究開発の俯瞰報告書・各種報告書や社会シナリオ等の発行 - 重要トピックや優先的課題への調査・分析等 ・ 成果の発信数 - 各種媒体（HP・報告書・書籍・シンポジウム等）による成果の発信 - 機構、関係府省、外部機関等への情報提供 - 講演・学会発表・寄稿等による情報発信等 ・ 研究開発戦略や社会シナリオ等に基づいて実施された機構内外の研究開発成果 - 機構の研究開発事業における研究開発成果 - 関係府省、外部機関等における研究開発成果	
		(社会シナリオ・戦略の提案)				等



項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標	
2. 知の創造と経済・社会的価値への転換	競争的資金等※に共通するモニタリング指標	【業務プロセス】	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募件数（出資の場合、出資への相談件数）／採択件数</li> <li>・ 事業説明会等実施回数</li> <li>・ サイトビジット等実施回数</li> </ul>
		【成果】	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文数（社会技術研究開発を除く。）</li> <li>・ 特許出願・登録件数（社会技術研究開発を除く。）</li> <li>・ 成果の発信数</li> <li>・ 受賞数（社会技術研究開発を除く。）</li> </ul>
2.1. 未来の産業創造と社会変革に向けた研究開発の推進	（未来社会に向けたハイインパクトな研究開発の推進）	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノベーションに繋がる独創的・挑戦的な研究開発マネジメント活動は適切か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発マネジメントの取組の進捗</li> <li>・ 研究開発成果の展開活動の進捗</li> <li>・ 事業の制度設計書（公募テーマの設定プロセス、研究開発課題の選定プロセス、ステージゲート、評価等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募テーマ応募件数</li> <li>・ 公募テーマ設定に係るワークショップ開催数、参画専門家数、ヒアリング実施数</li> <li>・ 産学（コンソーシアム等も含む）における情報交換実施回数</li> <li>・ 国際的な研究交流の場の設定回数（国際シンポジウム等）や国際的頭脳循環への参画に関する場の設定回数進捗（国際共同研究を行っている課題の割合等）</li> <li>・ 産業界からの参画規模</li> <li>・ 研究課題及びPMの概念実証の達成に向けた進展や、マネジメントに係る外部有識者による評価結果（研究の進捗状況に応じた柔軟な事業運営、開発体制）</li> <li>・ 事業統括会議や研究開発運営会議の取組の進捗、目標達成への貢献（会議の回数、国内外の最新の動向やサイトビジット等</li> </ul>
	（戦略的な研究開発の推進）				
	（産学が連携した研究				

※ 未来社会に向けたハイインパクトな研究開発の推進、戦略的な研究開発の推進、産学が連携した研究開発成果の展開、共創の「場」の形成支援、企業化開発・ベンチャー支援・出資、国際的な科学技術共同研究等の推進、ムーンショット型研究開発の推進、創発的研究の推進

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
	開発成果の展開)			<p>を踏まえて軌道修正を行った課題の割合、探索研究から本格研究への移行割合などステージゲート方式によって課題の整理統合・集中投資を行った割合等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎研究から実用化支援、知的財産化まで一貫した事業運営に資する活動（各事業間の成果の共有のための活動）</li> <li>・ 社会・産業界への展開に向けた活動の回数</li> </ul>
	（未来社会に向けたハイインパクトな研究開発の推進）	【成果】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出や経済・社会課題への対応に資する成果が生み出されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発の進捗状況に応じた、成果の展開や社会実装、波及効果に関する進捗（外部専門家による終了評価や追跡評価・研究者自身へのアンケート等により社会的インパクトなど顕著な研究成果や実用化等が創出されている又は創出される可能性がある」と認められる課題の件数、成果の展開や社会還元につながる活動が行われたと認められる課題の件数や割合、挑戦的な研究開発（目標に到達しなかったものを含む）で社会において研究成果を活用・実装する主体との協働や成果の活用などの社会還元（副次的効果、波及効果を含む）につながる活動が行われている課題の件数や割合）</li> <li>・ 外部専門家による評価により、 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 価値の高い基本特許、周辺特許の取得がなされたと見なされたもの</li> </ul> </li> </ul>
	（戦略的な研究開発の推進）			
	（産学が連携した研究開発成果の			

項目			評価軸	評価指標	モニタリング指標	
		展開)			<ul style="list-style-type: none"> <li>- インパクトのある論文が出されたと思なされたもの</li> <li>など、研究課題の目標の達成に向け優れた進捗が認められる課題数</li> <li>・ 論文被引用数</li> <li>・ 国際共著論文数</li> <li>・ 企業等からのコンタクト数</li> <li>・ 人材輩出への貢献</li> </ul>	
2.2. 人材、知、資金の好循環システムの構築	(共創の「場」の形成支援)	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優良課題の確保、適切な研究開発マネジメントを行っているか。</li> <li>・ 研究開発成果の実用化促進（出資・ベンチャー支援、知財支援等）の取組は適切に機能しているか。</li> <li>・ 場において本格的産学官連携のためのシステム改革に向けた取組が進捗しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発マネジメントの取組の進捗（優良領域・課題の作りこみ・選定の取組状況、成果の橋渡しや場における本格的産学官連携に向けたマネジメントの状況を含む）</li> <li>・ 研究開発成果の実用化促進の取組の進捗（ベンチャー支援、大学等における知的財産マネジメント強化、大学等による研究成果の保護・活用のための取組）</li> <li>・ 出資事業に係わるマネジメントの進捗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募件数／採択件数のうち機構の基礎研究等に由来する技術シーズに基づく件数</li> <li>・ 中間評価等実施回数</li> <li>・ 場における本格的産学官連携の実現に向けたマネジメントの状況</li> </ul>	
	(企業化開発・ベンチャー支援・出資)					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知財支援・特許活用に向けた活動の状況（大学負担率、委員会開催回数、JST 保有特許の管理状況）</li> <li>・ 産学マッチング支援状況（産学マッチングの「場」等の提供回数）</li> <li>・ 機構の研究開発事業との連携状況（連携事業数、連携回数）</li> </ul>
	(知的財産の活用支援)					

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
	<p>(共創の「場」の形成支援)</p> <p>(企業化開発・ベンチャー支援・出資)</p> <p>(知的財産の活用支援)</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産学官共創の場が形成されているか。</li> <li>未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出や経済・社会課題への対応に資する成果が生み出されているか。</li> <li>研究開発成果の実用化・社会還元が促進されているか(出資・ベンチャー支援、知財支援等)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産学官共創の場の形成の進捗</li> <li>研究成果の創出及び成果展開(見通しや成果の実用化に向けた取組の状況を含む)</li> <li>研究開発成果の実用化に向けた取組の進展(出資・ベンチャー支援、大学等における知的財産マネジメントの高度化、大学等による研究成果の保護・活用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間資金の誘引状況</li> <li>プロトタイプ等の件数</li> <li>成果の展開や社会実装に関する進捗(次のフェーズにつながった件数、実用化に至った件数、民間資金等の呼び込み)</li> </ul> <p>(共創の「場」の形成支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産学からの人材の糾合人数</li> <li>場における人材育成・輩出数</li> <li>参画機関数</li> <li>参画機関間での非競争領域における共同研究課題数</li> </ul> <p>(出資)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出資件数</li> <li>出資企業における出資事業の呼び水効果</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>知財支援・特許活用に向けた活動の成果(特許化率・件数、研究費受入額・件数、特許権実施等収入額・件数(総数、対ベンチャー数))</li> <li>産学マッチング支援成果(参加者数、参加者の満足度、マッチング率)</li> <li>機構の研究開発事業との連携成果(連携に基づく特許取得数)</li> </ul>

項目			評価軸	評価指標	モニタリング指標
2.3. 国境を越えて人・組織の協働を促す国際共同研究・国際交流・科学技術外交の推進	（地球規模課題対応国際科学技術協力、戦略的国際共同研究及び持続可能開発目標達成支援）	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下に資する国際共同研究マネジメント等への取組は適切か。</li> <li>- 国際共通的な課題の解決</li> <li>- 我が国及び相手国の科学技術水準向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同研究マネジメントの取組の進捗・イノベーションにつながるような諸外国との関係構築への取組の進捗</li> <li>- 研究フェーズ、相手国プログラム等に応じた制度の適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本国側研究提案数、相手国側研究提案とのマッチング率</li> <li>・ 参加国の拡大や適切な領域の設定に向けた取組の進捗（新たな課題やテーマを発掘するためのワークショップ等の開催等）</li> </ul>
	（外国人研究者宿舎）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学技術交流を促進するための取組は適切か。</li> <li>・ 青少年交流プログラムの評価の取組は適切か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学技術交流促進の取組の進捗</li> <li>- 外国人研究者宿舎の入居に向けた取組状況</li> <li>- 青少年交流プログラムの取組状況</li> <li>・ 青少年交流プログラムの事業評価の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活支援サービスの実施回数</li> <li>・ 招へい者数（国別）</li> <li>・ 受入機関数</li> <li>・ 外部有識者による青少年交流プログラムの評価の実施回数（1年に1回）</li> </ul>
	（海外との青少年交流の促進）				
	（地球規模課題対応国際科学技術協力、戦略的国際共同研究及び持続可能開発目標達成支援）	【成果】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際共同研究を通じた国際共通的な課題の解決や我が国及び相手国の科学技術水準向上に資する研究成果、科学技術外交強化への貢献が得られているか。</li> <li>・ 我が国発の研究成果等の海外展開が促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SDGs等の国際共通的な課題の解決や科学技術水準向上に資する研究成果の創出及び成果展開（見通しを含む）</li> <li>・ 諸外国との関係構築・強化</li> <li>- 経営層のトップ外交等による科学技術外交上の成果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相手側研究チームとの共著論文数</li> <li>・ 相手国への派遣研究者数、相手国からの受入れ研究者数</li> <li>・ SDGs達成に向けた実証試験等の実施件数</li> </ul>

項目			評価軸	評価指標	モニタリング指標	
				<p>されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SDGs 達成に貢献しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 機構他事業の国際展開</li> </ul>	
		(外国人研究者宿舎)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学技術イノベーション人材の獲得に資する交流が促進されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノベーション人材の獲得</li> <li>- 外国人研究者の受入れへの貢献（外国人研究者宿舎の入居数）</li> <li>- 科学技術人材の交流・獲得促進（アンケート結果、再来日者の状況）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居率</li> <li>・ 入居者への退去時アンケート調査における満足度</li> <li>・ 再来日者数</li> <li>・ 本プログラムを契機に再来日または新規の招へいにつながったと回答があった受入れ機関数</li> </ul>
		(海外との青少年交流の促進)				
	2.4. 情報基盤の強化	(科学技術情報の流通・連携・活用の促進)	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果的・効率的な情報収集・提供・利活用に資するための新技術の導入や開発をすることができたか。</li> <li>・ ユーザーニーズに応えた情報の高度化、高付加価値化を行っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の機関・サービスとの連携を踏まえたサービス高度化への取組の進捗</li> <li>・ 情報分析基盤の整備への取組の進捗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の機関・サービスとの連携状況</li> <li>・ サービスの効果的・効率的な運用（業務の実施・検証・改善）</li> <li>・ 経営改善計画の策定・進捗</li> </ul>
		(ライフサイエンスデータベース統合の推進)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフサイエンス分野の研究推進のためのデータベース統合の取組は適切か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JST 内外との連携を含めたライフサイエンスデータベース統合化への取組の進捗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採択課題へのサイトビジット等実施回数</li> <li>・ ライフサイエンスデータベース統合における府省や機関等との連携数</li> </ul>

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標	
	(科学技術情報の流通・連携・活用の促進)	【成果】	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術イノベーションの創出に寄与するため科学技術情報の流通基盤を整備し、流通を促進できたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの利用調査結果</li> <li>分析ツールの提供、分析実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの効果的・効率的な提供（稼働率、書誌情報の整備件数）</li> <li>政策決定のための日本の科学技術情報分析基盤の整備（文部科学省による科学技術情報分析基盤の利用状況）</li> </ul>
	(ライフサイエンスデータベース統合の推進)		<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフサイエンス研究開発の活性化に向けたデータベース統合化の取組は、効果的・効率的な研究開発を行うための研究開発環境の整備・充実に寄与しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフサイエンス分野のデータベース統合化における成果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフサイエンスデータベース統合数</li> <li>ライフサイエンス統合データベースアクセス数等</li> </ul>
2.5. 革新的 新技術研究 開発の推進	(革新的新技術研究開発の推進)	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発を推進するためのPMマネジメント支援体制は適切か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PM雇用者としての環境整備状況</li> <li>PMの業務を支援する体制の適切性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学等との連携状況</li> <li>PM補佐（研究開発マネジメント・運営担当）、業務アシスタントの充足状況</li> </ul>
	(革新的新技術研究開発の推進)	【成果】	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発を推進するための適切なPMマネジメント支援が出来ているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PMの雇用状況</li> <li>研究開発プログラムの作り込み支援の適切性</li> <li>PMがハイリスク・ハイインパクトな研究プログラムに取り組むための支援状況</li> <li>政策目的に照らした、適切な広報・アウトリーチ活動の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>革新的研究開発推進会議及び革新的研究開発推進プログラム有識者会議への報告回数</li> <li>レビュー会の開催回数</li> <li>プログラム・マネジメントについてのPMへの研修、PMに対する講演等の実施状況、回数</li> <li>ImPACTの実施規約の締結数、機関数</li> <li>PM活動に関するアウトリーチ活動状況（実施・支援件数）</li> </ul>

項目				評価軸	評価指標	モニタリング指標
2.6. ムーンショット型研究開発の推進	(ムーンショット型研究開発の推進)	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国から交付される補助金による基金を設置し、研究開発を推進する体制の整備が進捗したか。</li> <li>・ ムーンショット目標達成及び研究開発構想実現に向けた研究開発を適切に推進したか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金の設置及び研究開発を推進する体制の整備の進捗</li> <li>・ ムーンショット目標達成及び研究開発構想の実現に向けた活動の進捗 (PD の任命、PM の公募、戦略協議会 (仮称) への報告など)</li> <li>・ 最先端の研究支援に向けた取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係規程の整備状況</li> <li>・ PD 任命実績</li> <li>・ PM 採択実績</li> <li>・ ポートフォリオ (プロジェクトの構成 (組み合わせ)、資源配分等のマネジメント計画) の構築、見直し実績</li> <li>・ 戦略協議会 (仮称) への報告実績</li> <li>・ 最先端の支援実績</li> </ul>	
	(ムーンショット型研究開発の推進)	【成果】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ムーンショット目標達成及び研究開発構想実現に向けた研究成果が創出されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ムーンショット目標達成及び研究開発構想実現に向けた研究成果の創出及び成果展開 (見直しを含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が定める運用・評価指針に基づく評価等により、優れた進捗が認められるプロジェクト数</li> <li>・ 国際連携及び産業界との連携・橋渡し (スピンアウトを含む) の件数</li> </ul>	
2.7. 創発的研究の推進	(創発的研究の推進)	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国から交付される補助金による基金を設置し、研究を推進する体制の整備が進捗したか。</li> <li>・ 創発的研究を推進するため研究マネジメント活動は適切か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金の設置及び研究を推進する体制の整備の進捗 (研究課題の選定方法、ステージゲートでの評価方法の決定等)</li> <li>・ 研究マネジメントの取組の進捗 (多様な研究者の融合を促す取組の進捗状況等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係規程の整備状況</li> <li>・ ガバニングボード (仮称) メンバー、総括等の任命件数、多様性</li> <li>・ 採択課題における分野の多様性</li> <li>・ 創発的研究の促進に係る取組状況 (ワークショップの開催実績等)</li> <li>・ 進捗管理や機関評価に係る外部有識者による評価結果</li> </ul>	



項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標	
	(創発的研究の推進)	【成果】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新技術の創出に資する成果が生み出されているか。</li> <li>・ 創発的研究の遂行にふさわしい研究環境整備が進捗したか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究成果の創出及び成果展開(見通しを含む)</li> <li>・ 研究環境の整備に向けた取組の進捗</li> <li>・ 若手を中心とした多様な研究者への支援状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部有識者による評価により、インパクトのある論文が出されたと見なされるなど、優れた進捗が認められる課題数(見通しを含む)</li> <li>・ 本事業を通じた大学等研究機関による研究環境整備の実績(採択された研究に専念できるようになった研究者の割合等)</li> <li>・ 採択された若手研究者の割合</li> <li>・ 挑戦的・融合的な研究を行う博士後期課程学生のうち、所属大学から生活費相当額程度以上の対価を得ている学生の数</li> </ul>
2.8. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進	(経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>国から交付される補助金による基金を設置し、研究開発を推進する体制の整備が進捗したか。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>基金の設置及び研究開発を推進する体制の整備の進捗</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>関係規程の整備状況</u></li> </ul>	
<p>今後の内閣府を中心とした関係府省による協議の結果等に基づき、次期中長期目標において評価軸・評価指標・モニタリング指標を定める。</p>					

項目				評価軸	評価指標	モニタリング指標
3. 未来共創の推進と未来を創る人材の育成	3.1. 未来の共創に向けた社会との対話・協働の深化	(未来の共創に向けた社会との対話・協働の深化)	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学技術と一般社会をつなぐ科学コミュニケーション活動は適切か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学コミュニケーション活動の取組状況</li> <li>・ 機構内や外部機関と協業した様々なステークホルダー間の対話・協働の場の創出・提供状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対話・協働の場創出に向けた取組の進捗（日本科学未来館の来館者数、科学技術と社会の対話の場の開催件数・参加人数）</li> <li>・ 研究者に向けた科学コミュニケーション研修の実施</li> <li>・ JST 研究成果のアウトリーチ取組状況</li> <li>・ 科学コミュニケーターの輩出数</li> </ul>
		(未来の共創に向けた社会との対話・協働の深化)	【成果】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様なステークホルダーが双方向で対話・協働し、科学技術イノベーションと社会との関係を深化させているか。</li> <li>・ 研究開発戦略立案活動と有効に連携しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学技術イノベーションの創出に向けた、研究開発活動に資する取組の展開</li> <li>・ 研究コミュニティ等と協業した、来館者の意見・反応の集約と活用状況</li> <li>・ 来館者を被験者とする実証実験等の取組状況</li> <li>・ 研究者の対話の場への自律的な参画状況（サイエンスアゴラ等、科学技術と社会の対話の場への研究者の参画状況）</li> <li>・ 研究者の意識改革状況</li> <li>・ 科学コミュニケーション活動の社会実装状況</li> <li>・ 機構内戦略立案機能と</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学技術と社会の対話の場への研究者参画数</li> <li>・ 対話・協働実践者に対するアンケート調査結果</li> <li>・ 科学コミュニケーション活動実施者に対する支援の応募件数・採択件数</li> </ul>

項目				評価軸	評価指標	モニタリング指標
					連携した、対話・協働活動等の取組状況 ・ 一般社会のニーズ・意見等の研究開発、政策提言等への反映状況	
	3.2. 未来を創る次世代イノベーション人材の重点的育成	(未来を創る次世代イノベーション人材の重点的育成)	<b>【業務プロセス】</b> (実施事業) ・ 次世代の科学技術人材育成に向け適切に取り組んでいるか。 ・ 継続的に科学技術人材を輩出するための仕組みづくりに努めているか。 (支援事業) ・ 支援機関に効果的な支援を実施出来ているか。	(実施事業) ・ 次世代の科学技術人材育成に向けた取組の進捗や外部評価等を踏まえた改善 - 業務改革・見直しへの取組状況 - 実施機関等への支援の更なる改善に向けた取組状況 ・ 先進的な理数教育に関する取組の普及 (支援事業) ・ 次世代の科学技術人材育成に向けた取組の進捗や外部評価等を踏まえた改善 - 業務改革・見直しへの取組状況 - 実施機関等への支援の更なる改善に	(実施事業) ・ 事業の実施・支援体制整備への取組の進捗 ・ 外部有識者等からの事業への評価・意見等 ・ 事務処理件数 ・ 児童生徒・教員等の参加者数 ・ 高大連携等を実施した大学数 ・ JST 内外との連携への取組状況 ・ 支援対象機関からの評価 (支援事業) ・ 事業の実施・支援体制整備への取組の進捗 ・ 外部有識者等からの事業への評価・意見等 ・ 事務処理件数 ・ 児童生徒・教員等の参加者数 ・ 高大連携等を実施した大学数 ・ JST 内外との連携への取組状況 ・ 支援対象機関からの評価 ・ SSH 中間評価の結果 ・ 事業に参加した児童生徒等の資質・能力	

項目				評価軸	評価指標	モニタリング指標
					向けた取組状況 ・ 先進的な理数教育に関する取組の普及	
		(未来を創る次世代イノベーション人材の重点的育成)	<b>【成果】</b>  (実施事業) ・ 次世代の科学技術人材が継続的・体系的に育成されているか。  (支援事業) ・ 支援機関が持続的運営に向けて効果的な活動を行っているか。	(実施事業) ・ 科学技術人材の輩出状況 ・ 取組の波及・展開状況  (支援事業) ・ 科学技術人材の輩出状況 ・ 取組の波及・展開状況	(実施事業) ・ 取組に参加した児童生徒等の興味・関心の向上 - アンケート調査による肯定的な回答の割合 ・ 取組に参加した児童生徒等の資質・能力の伸長 - 取組に参加した児童生徒等の研究成果を競う国際科学競技大会等への出場割合 ・ 次世代の科学技術人材育成(追跡調査による活躍状況の把握) ・ 理数好きの児童生徒等の研鑽・活躍の場の構築及び参加者数の確保 - 科学の甲子園等の参加者数 ・ 取組や成果の他の教育機関・地域への波及・展開に向けた活動の状況(事例など) ・ 次世代の科学技術人材育成に対する社会からの理解と協力の獲得 - 協賛企業あるいは協賛金額 ・ 海外の青少年との交流状況  (支援事業) ・ 取組に参加した児童生徒等の興味・関心の	

項目	評価軸	評価指標	モニタリング指標
			<p>向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- アンケート調査による肯定的な回答の割合</li> <li>・ 取組に参加した児童生徒等の資質・能力の伸長 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 取組に参加した児童生徒等の研究成果を競う国際科学競技大会等への出場割合</li> </ul> </li> <li>・ 次世代の科学技術人材育成（追跡調査による活躍状況の把握）</li> <li>・ 支援機関の持続的運営に向けた効果的な支援の実施</li> <li>・ SSHによる展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>- SSH指定校が地域の拠点校として、生徒の交流や、事業の成果を広める活動を含め、先進的な理数系教育を実施していること。</li> <li>- 人材育成を図るための理数系教育の教育課程に関する研究開発が学習指導要領改訂の検討に資すること。</li> </ul> </li> <li>・ 取組や成果の他の教育機関・地域への波及・展開に向けた活動の状況（事例など）</li> <li>・ 次世代の科学技術人材育成に対する社会からの理解と協力の獲得 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 協賛企業あるいは協賛金額</li> </ul> </li> <li>・ 海外の青少年との交流状況</li> </ul>

項目			評価軸	評価指標	モニタリング指標
3.3. イノベーションの創出に資する人材の育成	(科学技術イノベーションに関与する人材の支援)	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材の育成・活躍に向けた取組ができたか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材の育成・活躍に向けた取組の進捗               <ul style="list-style-type: none"> <li>- JREC-IN Portal サービスの高度化への取組状況</li> <li>- PM 研修の有効かつ実践的なプログラムの実施に向けた取組状況</li> <li>- 研究機関における有益な研究倫理研修会の取組状況</li> </ul> </li> <li>・ 他機関との連携の進捗               <ul style="list-style-type: none"> <li>- JREC-IN Portal のJST 内外との連携状況</li> <li>- PM 研修における募集・実施・人材活用に向けた他機関との連携状況</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス等の効果的・効率的な運用</li> <li>・ プログラム・マネージャー研修の研修生受入・受講数</li> <li>・ 研究倫理研修会の実施回数、参加者数</li> </ul>
	(プログラム・マネージャーの育成)				
	(公正な研究活動の推進)				
	(科学技術イノベーションに関与する人材の支援)	【成果】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科学技術イノベーションに資する人材を育成・活躍させる仕組みを構築し、それぞれの目的とする人材の活躍</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度・サービス利用者等からの肯定的な反応               <ul style="list-style-type: none"> <li>- JREC-IN Portal サービスの利用状況</li> <li>- PM 研修修了者の満</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス等の効果的・効率的な提供(JREC-IN Portal のコンテンツ整備状況・稼働率、PM 研修修了生所属機関の満足度、研究倫理研修会のアンケートによる参加者の満足度、研究倫理研修会への参加希望の充足)</li> </ul>

項目			評価軸	評価指標	モニタリング指標
	(プログラム・マネージャーの育成)	(公正な研究活動の推進)	の場の拡大を促進できたか。	<p>足度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度・サービスの実施・定着 <ul style="list-style-type: none"> <li>- PM研修でJST内外の事業における実践的なマネジメント体験の仕組みを構築し取組を充実できているか</li> <li>- PM研修を通じた能力伸長の状況</li> <li>- 研究倫理研修会における実施内容の有効性</li> </ul> </li> </ul>	<p>率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JREC-IN Portal 利用登録者数</li> <li>・ 人材の輩出・活躍や政策への貢献(人材政策立案に資する JREC-IN Portal のデータの提供、PM、PM 補佐等のマネジメント人材輩出数およびその活躍状況)</li> </ul>

項目		評価軸	評価指標	モニタリング指標
4. 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンドの創設	【業務プロセス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国のイノベーション・エコシステムの構築を目指して、国からの資金等による大学ファンドを創設したか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガバナンス体制の構築</li> <li>・ 資金運用体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用業務担当理事の任命</li> <li>・ 運用・監視委員会の支援</li> <li>・ 資金運用に係る基本方針の作成・公表</li> <li>・ 業務方法書の改訂及び資金運用委託機関の選定</li> </ul>